

桂川町告示第14号

令和7年第1回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年2月19日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和7年3月5日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

林 英明君

吉川紀代子君

下川 康弘君

北原 裕丈君

柴田 正彦君

竹本 慶吉君

杉村 明彦君

原中 政廣君

大塚 和佳君

青柳 久善君

○3月11日に応招した議員

○3月12日に応招した議員

○3月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第1回（定例）桂川町議会 会議録（第1日）

令和7年3月5日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和7年3月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
（1）保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第1号 桂川町副町長の選任
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第8 承認第1号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）
- 日程第9 承認第2号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）
- 日程第10 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更
- 日程第11 議案第2号 桂川町こども審議会設置条例の制定
- 日程第12 議案第3号 桂川町奨学金給付条例の制定
- 日程第13 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第14 議案第5号 桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第15 議案第6号 桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第7号 桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定

- 日程第18 議案第9号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第10号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定
- 日程第20 議案第11号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定
- 日程第21 議案第12号 桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条
例の一部を改正する条例の制定
- 日程第22 議案第13号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第14号 令和7年度桂川町一般会計予算
- 日程第24 議案第15号 令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第25 議案第16号 令和7年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第26 議案第17号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第18号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第19号 令和7年度桂川町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
（1）保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第1号 桂川町副町長の選任
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第8 承認第1号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）
- 日程第9 承認第2号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）
- 日程第10 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更

- 日程第11 議案第2号 桂川町こども審議会設置条例の制定
- 日程第12 議案第3号 桂川町奨学金給付条例の制定
- 日程第13 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第14 議案第5号 桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第15 議案第6号 桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第7号 桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第18 議案第9号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第10号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第20 議案第11号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第21 議案第12号 桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第22 議案第13号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第14号 令和7年度桂川町一般会計予算
- 日程第24 議案第15号 令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第25 議案第16号 令和7年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第26 議案第17号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第18号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第19号 令和7年度桂川町水道事業会計予算

出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 林 英明君 | 2 番 | 下川 康弘君 |
| 3 番 | 柴田 正彦君 | 4 番 | 杉村 明彦君 |

5 番 大塚 和佳君

6 番 吉川紀代子君

7 番 北原 裕丈君

8 番 竹本 慶吉君

9 番 原中 政廣君

10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	江藤 栄次君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	王塚装飾古墳館長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	吉貝 英貴君		

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和7年第1回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、柴田正彦議員、4番、杉村明彦議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 21 日までの 17 日間にしたいと思います。
これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から 3 月 21 日までの 17 日間に決定しました。

これより、町長に令和 7 年度の行政報告並びに施政方針、提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

早春の候、皆様におかれましては、御健勝にお過ごしのことと存じます。国政においては、昨年初の第 50 回衆議院議員総選挙において、少数与党となり、今後の政権運営に注目が集まっているところです。

一方、アメリカのトランプ大統領の出現により、国際社会に大きな影響を及ぼしています。経済や外交・防衛において日本に対する対応も予断を許さない状況にあり、世界の平和と全ての人々の幸福を重視した施策の推進を心から期待するものであります。

それでは、これまでの主な行政報告、令和 7 年度施政方針及び本日御提案します議案等の提案理由について御説明いたします。

はじめに、本年度の職員の退職予定者は、一般職 1 名です。また、4 月 1 日採用予定者は、一般職 2 名、社会福祉士 1 名を内定しているところです。

次に、令和 7 年度から、若い職員の人材育成の一環として、自治体が抱える諸課題の対応能力向上や視野の拡大等を図るため、福岡県市町村職員実務研修生を派遣したいと考えています。

次に、職員が安心して働くことができる環境を維持するため、職員の個人情報の保護及びカスタマーハラスメント対策として、職員配置図の各戸配付は行わず、希望される方には役場等の窓口で提供することにいたします。

また、職員の名札については記載内容を変更し所属課等と名字のみといたしますので、よろしくお願いします。

次に、人口の減少や少子化の進展、若年層の価値観の変化等を背景に、全国的に消防団員数が減少している中、シニア層の団員の確保が重要になっています。このため、長年活動された消防団員の退職報償金の見直しが行われ、新たに「35 年以上」の区分を新設する条例案を上程しています。

次に、令和6年の人事院勧告では、給与制度や処遇面を包括的に見直す勧告が行われました。これに伴い、本町でも給料表の改定や各種手当等に係わる改正を行うため、桂川町職員の給与に関する条例等の一部改正案を上程していますのでよろしくお願いします。

次に、本町が非常時における防災無線として活用しているMC A無線は、通信システムのメンテナンスが困難になったことから、令和11年5月末をもって使用停止されることになりました。このため、令和7年度は携帯電話回線を使って通信を行うI P無線への切替え事業に取り組んでまいります。I P無線は、MC A無線より音が明瞭で広範囲に聞こえるそうです。事業の財源には、緊急防災・減災事業債を活用する計画です。

次に、ふるさと応援寄附金については、令和6年度当初の目標額1億円を早期に達成したことから、目標額を2億3,000万円に上方修正したところです。2月末現在の受入額の速報値は2億2,689万円超となっています。このことは、ふるさと納税事業についてのノウハウを生かし、返礼商品数や提供事業者数の拡大、効果的な情報発信等に努力してきた成果だと考えられます。今後とも、全国的なトレンドにも注視しつつ、町の自主財源確保と地域経済の活性化に努めてまいります。

次に、令和7年度からの新規事業として、「大学生等通学定期券購入費補助制度」を創設したいと考えています。これは、本町が福岡県の中央に位置することから、本町に居住し、大学等に通学する学生の経済的負担の軽減及び就学機会の向上に資するとともに、若者の流出抑制や公共交通の利用促進を図ることを目的とするものです。

次に、令和7年度は、第6次総合計画の中間年度に当たるとともに、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度になります。総合計画については中間評価を行い今後5か年の後期計画を、総合戦略については第3期計画として国の基本的な考え方を参考にしながら策定に取り組んでまいります。

次に、「桂川町誌」の編さんについては、本年度は、いわゆる“章立て”として8つの編から成る目次構成案について協議するとともに、“組見本”と呼ばれる誌面の文字数や写真・図表・注釈等のレイアウト案を作成しました。それに基づきリストアップした資料の収集や所管課別のヒアリングを行ったところです。また、王塚古墳やその関連遺跡に係る記述については、有識者の方に町誌編さん協力員として御助言・御提言を頂きながら、原稿執筆に取り掛かっているところです。

令和7年度は、各所管課別ヒアリングの結果を踏まえ、収集した資料の分析や全体の原稿執筆を中心に進めてまいります。

次に、県道豆田稲築線（九郎丸工区）については、事業着手から6年目を迎え福岡県飯塚県土整備事務所において、道路拡幅に伴う地権者との用地買収協議が行われているところです。町と

しましても地元協議等の支援を行い、積極的に事業の推進を図ってまいります。

次に、空き家対策については、本年度空き家等対策協議会を設置し、計画に対する様々な御意見をいただき「桂川町空き家等対策計画」を策定しました。具体的には空き家の管理者に対し、適正な管理を行う旨の指導及び利活用のための情報提供及び老朽化が著しい空き家の解体に対する補助制度の活用について取り組みたいと考えています。

次に、桂川町立認定こども園建設については、第一候補地として、庁舎南側の土地に建設する計画を進めているところです。状況としましては、敷地造成及び進入路等に係る調査・測量・建築予備設計の入札業務を行い、安全性・機能性を考慮した園舎の建設計画に着手してまいります。予算については令和6年度当初に予算計上しました事業費の繰越し手続を行い、作業を進めていく所存です。

次に、戸籍法の改正により、氏名に振り仮名が記載されるようになります。このため、本人に本籍地の住民票に記載されている振り仮名を通知して確認を行い、戸籍に振り仮名を記載することになります。

振り仮名の通知書が届いた際には、内容を御確認いただき、振り仮名が異なる場合には、届出書の提出をお願いします。

次に、大将陣山の中腹に計画されている産業廃棄物処理施設の建設については、昨年12月に風向・風速調査の期間が終了し、機器は撤去されたという報告を受けていますが、福岡県に調査報告書の提出がされたという報告は受けていません。今後とも、県や飯塚市と連携し、適切に対応してまいります。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合では、一般廃棄物処理施設建設に向けて取組を進めていますが、御承知のように、昨年12月25日と本年1月16日に開催された施設組合議会の臨時会において、建設予定地の用地買収等の補正予算案が、否決されました。

これに伴い、建設に係る事業者選定委員会も延期され、全体のスケジュールに影響が出ています。また、地権者の方に対しても大変な御心配・御迷惑をおかけし、この場をお借りして、衷心よりお詫び申し上げます。

しかしながら、本施設は、2市1町の廃棄物処理の根幹に関わる課題であり、住民生活に大きな影響を及ぼすものであり、今後とも構成市町、施設組合、関係する方々と連携し、取組を進めていく必要があると考えています。

次に、昨年8月より開始しました敬老祝施設利用チケット交付事業は、1月末現在で461人の方に交付しています。令和7年度も敬老のお祝いと健康の増進のため、事業を実施いたします。

次に、健康・福祉関連として、少子高齢化が進む中、住民の福祉ニーズに対応し、健康で安心して生活できる取組を進めてまいります。

令和7年度の新規事業としては、高齢化率が35.4%と進んでいる中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように地域包括ケアシステムの構築に向けて、「生活支援体制整備事業」に取り組んでまいります。

また、認知症の高齢者が増えると予想されることから、認知症に対する正しい知識の普及と意識啓発のための「認知症サポーター養成講座」を継続して実施するとともに、認知症等行方不明者対策として「見守りシール事業」を開始します。

次に、母子保健の取組では、昨年4月に設置した「こども家庭センター」を中心に、妊産婦・子育て家庭に対する相談支援を行っているところです。新年度は、新規に聴覚障害の早期発見と早期療育の開始を目的として、「新生児聴覚検査事業」に取り組んでまいります。

次に、令和6年度のプレミアム付き商品券「よかーけん」は、紙券・電子券合わせて1万セットを発行し、完売いたしました。

プレミアム分30%を含めた総額1億3,000万円のうち、1億2,960万9,699円(99.7%)が利用されています。

令和7年度は、依然として物価高騰が続いていることから、家計の支援と、地域商工業の振興を図ることを目的として、令和6年度と同額、同率の予算を計上しています。

次に、県営事業で取り組んでいます桂川中学校横の「七浦ため池」の改修工事については、令和6年度事業で七浦ため池内に進入する仮設道路の整備を行い、7年度は、ため池の底樋から中学校敷地内の地下に配管工事を行い、役場の公用車駐車場へ繋げる工事を実施する計画です。その後、ため池の堤体及び洪水吐等の改良を行い、令和9年度完成を目指しています。

次に、農業振興については、高齢化や後継者の減少が進む中、10年後の農地を誰がどのように利用し、地域農業を維持・管理させていくか、また、今後の農地利用を担う経営体への農地集約化を目的とした「地域計画」を3月中に策定する計画です。

今後は、国の交付金を活用した地域の取組や新規就農者への支援、農産物の販路拡大、特産品の開発等の促進を図ってまいります。

次に、令和7年は、国の最も重要な統計調査である国勢調査が実施される年です。国勢調査は人口や世帯の実態を把握するだけでなく、将来の人口予測をはじめ国や地方公共団体の基礎資料として活用されるものです。皆様の御協力をお願いいたします。

次に、令和7年度の保育所入所の受付状況は、2月末現在で351人の申込みがあり、全員受け入れ可能な状況です。

なお、社会福祉法人明見会「吉隈保育園」の新園舎建設及び移転に係わる進捗状況は、本年3月中旬に開所予定で、4月1日から「きのみの森こども園」に名称を変更して運営されることになることと報告を受けています。

次に、桂川町独自の取組として、令和7年度から第2子以降の保育料無償化の予算を計上しています。

これは、これまでは国の基準に基づき、保育所等にお子さんが2人以上入所している場合に、第2子は半額、第3子以降は無償化としていましたが、お子さんの多い世帯の子育て支援策の一環として取り組むものです。

次に、水道事業では、一昨年の濁り水対策の継続業務として、令和7年度に配水施設洗管計画を策定し、計画に則って順次対応していきたいと考えています。

また、浄水場においては、昨年に引き続き安定的な水の供給のため、緩速ろ過池の更生工事のほか施設の管理に必要な予算を計上するとともに、配水管の適切な管理を維持するため一部配水管の布設替工事を行う計画です。

次に、教育に関わる新規事業として、学業成績が優秀であるにもかかわらず経済的な理由により就学が困難な大学生等に対し、次代を担う有用な人材の育成を図るために、返済の必要がない給付型奨学金制度を創設したいと考えています。

次に、外国の歴史、文化、生活などに直接触れることにより、コミュニケーション能力や語学力の向上を図り、国際感覚豊かな人材を育成することを目的として、本町の中学生を海外に派遣する「中学生海外派遣事業」を実施したいと考えています。

この事業は、公益社団法人福岡県市町村振興協会の小中学生海外派遣事業を活用するもので、事業に要する経費については、振興協会事業助成金と本町が負担するものです。派遣時期は夏休み期間中で、4泊6日程度を想定しています。

次に、社会教育では、生涯学習を推進し、町民が主体的に学ぶ楽しさや知る喜び・心の豊かさなどが感じられる各種事業に取り組むとともに、関係団体と連携し、町全体で子どもたちを見守り、育てる環境づくりに取り組みます。また、施設面では、住民センターの調理室、研修室、ロビーなどの照明をLEDに更新する計画です。

次に、社会体育では、多様化する町民のニーズに対応するとともに、健康増進と生涯スポーツの振興、運動再チャレンジの促進に努めているところです。このため、スポーツ推進委員や体育協会と連携し、運動教室の実施やトレーニングルームの改善など、町民の体力向上や健康増進の取組を推進します。

次に、町立図書館では、「将来の町づくり・人づくりに貢献できる図書館」、「町民文化の創造と青少年の健全育成を図る図書館」、「郷土資料の整備・充実を図る図書館」を目指しています。ブックスタートやボランティアによる読み聞かせの充実を図るとともに、小学生向けの体験講座や電子図書教室の開催など、学校や関係団体と連携した授業を推進していきます。

次に、人権教育啓発を推進するための課題については、社会情勢の進展に伴い、多様化かつ複

雑化しています。このため、様々な課題について正しく学ぶ場を提供することが必要であり、街頭啓発活動や市民講座「人権講演会」、人権啓発パネル展、人権・同和問題地域懇談会等について取り組んでまいります。

次に、特別史跡王塚古墳保存活用計画に基づき、令和4年度に石室の現状調査、5年度と6年度には石室の鋼管支柱の改善等に取り組んできたところです。また、7年度は、照明器具の改善、応力計や温湿度計、モニタリング設備の改善に取り組んでまいります。

保存活用計画を通して、王塚古墳の文化遺産としてのすばらしさを発信していきたいと考えています。

次に、一般会計予算の概略について御説明いたします。

まず、承認第1号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）については、補正額6,892万9,000円を追加し、予算の総額を73億149万3,000円と定めたものでございます。補正の内容は、ふるさと応援寄附金事業において、当初1億円を目標額に設定し取り組んできましたところ、昨年の12月末時点で2億1,100万円を超える御寄附を頂きましたので、目標額を2億3,000万円に上方修正する関連予算を追加計上したものです。

次に、承認第2号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）については、補正額7,718万2,000円を追加し、予算の総額を73億7,867万5,000円と定めたものです。主な内容は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として実施します住民税非課税世帯への給付金事業費です。

次に、議案第13号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第4号）につきましては補正額2,990万2,000円を追加し、予算の総額を74億857万7,000円に定めようとするものです。補正の主な内容は、町が売却した土地から出現した廃棄物の処理費用に対する補償金や私立保育園に対する物価高騰対策に係る補助金のほか、県事業の七浦ため池改修事業に伴う町負担金を追加計上しています。

次に、令和7年度一般会計予算について御説明いたします。

総務省が示しました令和7年度の地方財政対策の概要は、「累積した巨額の債務残高を抱えるなど引き続き厳しい地方財政の状況等を踏まえ、歳出面においては、地方創生や防災・減災対策、自治体DX・地域社会DXの推進等に必要な経費を計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に供給提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すること

を基本として、引き続き生ずることとなった財源不足について、適切な補てん措置を講ずることとする。」とされたところです。

このような状況の下、本町の令和7年度予算は対前年度比7.9%増の70億8,258万円を定めようとするものです。

それでは、予算の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入予算については、1款町税において、給与特別徴収義務者の増や宅地・新築家屋の増加等の影響等により、対前年度比3.4%プラスの12億2,363万4,000円を計上しています。

次に、11款地方交付税については、令和7年度地方財政計画では、地方公共団体に交付される地方公共地方交付税の国全体の総額は1兆9,594億円であり、前年度に比べ2,904億円増のプラス1.6%とされています。

本町の場合、普通交付税は、令和6年度国の補正予算における国税収入の増額補正に伴う追加交付分の皆減等を勘案し、令和6年度決定額から3.2%減の20億1,449万1,000円を見込み、当初予算として19億4,529万3,000円を計上しています。

また、特別交付税は、直近の実績値である令和5年度決定額から、約25%マイナスの2億円を計上しています。

次に、18款寄附金では、ふるさと応援寄附金として令和6年度の受入状況を勘案し、目標額を3億円に掲げて計上しています。

次に、19款繰入金は、財政調整基金ほか3基金について、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰入れを行っています。財政調整基金については、前年度から1億3,000万円増の4億円、また、公共事業整備基金については、議場システム更新等財源繰入れの皆減により、前年度から3,920万円減の5,110万円を計上しています。

22款町債では、防災行政無線の更新に係る記載の皆増等により、前年度から23.5%プラスの2億5,680万円を計上しています。

次に、歳出予算については、2款総務費において、ふるさと応援寄附金事業や広報けいせんの発行、マイナンバーカードの普及促進等に係る経費のほか、新規事項として、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第6次総合計画後期計画の策定経費や大学等通学定期券購入補助金、防災行政無線更新事業費、参議院議員通常選挙費、国勢調査費などを計上しています。「桂川町誌」編さん事業につきましては、5か年の継続事業のうち2年度目の経費を計上しています。

次に、3款民生費では、障がい者福祉・高齢者福祉・児童福祉など、いわゆる社会保障関係費を主に計上しています。新規事業として、第2子以降の保育料無償化に係る経費や生活支援体制整備事業委託料などを計上しています。

次に、4款衛生費では、各種予防接種や健康増進、ごみ処理など、町民の健康で衛生的な生活環境を保持するための関係経費を計上しています。新規では、带状疱疹ワクチン予防接種費や新生児聴覚検査費、妊婦健診時交通費支援事業補助金などを計上しています。なお、新型コロナウイルスのワクチン接種関連経費については、適切な時期に補正予算等において対応します。

次に、5款労働費では、嘉麻・桂川シルバー人材センター委託料や若年者専修学校等技能習得資金貸与金などを計上し、6款農林水産業費では、新規就農者育成総合対策事業補助金や水利施設改修事業費、県施工の七浦ため池改修に係る負担金のほか、新規にため池地震耐性評価委託料などを計上しています。

次に、7款商工費では、商工業の振興や消費者行政に係る経費のほか、Keisenまちプラザの運営経費などを計上するとともに、プレミアム率30%で実施するプレミアム付き商品券発行事業補助金を、当初予算に計上しています。

次に、8款土木費では、道路橋梁の維持・改良費や、町営住宅椿団地の解体事業費などを計上しています。また、電子入札システムの導入費や特定空き家等解体補助金、ゆのうら体験の杜施設予約受付システム構築費などを新規計上しています。

次に、9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や、町消防団の組織運営・装備充実に係る経費を計上しています。

次に、10款教育費では、小中学校における少人数学級指導者や習熟度別授業を行うけいせん学力アップ推進事業、土曜学習教室等の学力向上を図る取組のほか、セカンドスクール事業や王塚古墳石室安定化検討事業など、豊かな心を育む教育と文化の薫り高いまちづくりの推進に係る事業経費を計上しています。

また、新規事業では、中学生への海外研修事業費や大学等への進学を支援する給付型の奨学金制度の創設に係る経費等を計上しています。

学校給食費では、給食費の補助金を1人当たり1,000円から1,500円に増額計上しています。以上が、一般会計予算の概略でございます。

物価高、賃金や調達価格上昇への対応など、社会保障関係費が続伸する厳しい社会情勢の中、地域社会の維持・再生、また多様化する住民ニーズに応えるべく、限られた財源で最大の事業効果が得られるよう努めてまいりますので、議員の閣議の御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日御提案します議案は、桂川町副町長の選任に関する同意案件が1件、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問が1件、専決処分の承認が2件、福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更に関するもの1件、条例の制定に関するもの2件、条例等の一部改正が9件、令和6年度補正予算が1件、令和7年度の一般会計及び特別会計予算が6件の計23件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告、施政方針及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 3. 総務経済建設委員長報告

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました、道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

1 2 月議会定例会を終え、本議会まで延べ 4 回の委員会を開催いたしました。

本年 1 3 か所の工事が竣工しておりますが、一部執行額が予算に達し執行できなかった箇所も 2 か所ありました。また、1 1 月初旬の豪雨により、発生した 2 か所の道路災害工事は完了しております。このほか、町道土居瀬戸線道路改良工事については、安全対策等のため、日中全面通行止めを行い、周辺住民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、3 月末に予定区間の工事を完了できる見込みであります。

委員会では、来年度に取り組むべき改良箇所について、緊急性、安全性を検討しながら道路管理の指摘を行っていく予定です。

したがって、引き続き、閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第 4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託しておりました、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 12月定例会後、5回の委員会を開催しました。

最初に、保育教育環境整備について報告します。

1月23日、桂川町総合体育館、飯塚市グラウンドゴルフ場を視察しました。体育館には、新しい運動器具が1台入っていました。これからも少しずつ更新していく必要があります。当日、卓球をされていた方から、長く使っているのが故障している卓球台が多い、新しくしてほしいと言われました。検討が必要です。飯塚市グラウンドゴルフ場は、新しく、広々としています。また、グリーンはほぼフラットになっていて、開放感のあるグラウンドゴルフ場です。一方、桂川町のグラウンドゴルフ場は起伏に富み、面白みのあるコースです。それぞれ特徴があります。共存できると思われます。

2月10日は、桂川小学校に行き、デジタル教材を使った授業を参観しました。その後、デジタル指導教材の使い方の説明を受けました。分かりやすく、子どもも関心を持って学習できそうです。一方、このデジタル教材を使うためには、教材研究が必要です。働き方改革が叫ばれるほどの忙しい教師の現実がある中で、教材研究の時間を確保することができるのか心配です。さらに、教師を追い詰めることがないように条件整備を行ってください。

2月19日は、土師保育所に行きました。雨漏りを防ぐために屋上の工事が進められています。もちろん、それはいいことですが、今まで何度も指摘しましたように、建物自体の寿命が来ています。子どもたちが安全に快適に過ごすことができるように、早急に新しい施設を建設することが必要です。

次に、奨学金制度の調査研究について報告します。

12月13日、進路保障担当の奨学金に詳しい高校の先生に来ていただき、レクチャーを受けました。何よりも驚いたのが、国公立大学の年間の授業料が50万円を超えるということでした。一月4万円を超える授業料を払うことになります。4年間で卒業するとしても、200万円を超える授業料が必要です。私立大学なら、さらに授業料が必要になります。貸与奨学金の場合、これを返さなければなりません。進学を諦める高校生もいるということでした。

3月本議会に文教厚生委員が待ちに待っていた桂川町奨学金給付条例が出されました。この条例は、これから徹底的に審議をしていきます。9月議会で、12月議会で、また、臨時議会を開いてでも、この条例を早期に出すべきだと町長にお願いしてきました。ここまで遅れたことを文教厚生委員の多くは納得できていません。

さて、老朽化している桂川小学校、桂川中学校、土師保育所など、状況把握が今後とも必要で

す。また、新設予定のこども園についての状況把握や研究も必要です。本議会でようやく提出された桂川町奨学金給付条例についても、さらなる研究調査が必要です。つきましては、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究の継続審査をお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第 5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました、議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

1 2 月定例会後、3 回の委員会を開催しております。この間、議会広報の編集及び発行について協議を行い、本年 2 月 4 日に第 4 9 号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き、けいせん議会だより第 5 0 号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意１件、諮問１件、承認２件、議案１９件です。同意第１号、諮問第１号は本日即決していただき、承認第１号、承認第２号、議案第１号から議案第１３号までについては、本日、内容説明を受け、質疑を行い、各常任委員会に付託いたします。承認第１号、承認第２号、議案第１３号は、１２日の本会議で採決を行い、議案第１号から議案第１２号までは２１日の本会議で採決を行います。新年度予算の議案第１４号から議案第１９号までについては、連合審査会を開催しますので、本日、内容説明を受け、質疑は省略し、各常任委員会に付託、２１日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第６．同意第１号

○議長（林 英明君） 同意第１号桂川町副町長の選任について同意を求める件を議題といたします。

この同意案件については、山邊副町長が当事者でありますので、退席をお願いいたします。

〔副町長 山邊 久長君 退席〕

○議長（林 英明君） 本件についての内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第１号桂川町副町長の選任について、個人情報保護に配慮し、簡潔に御説明いたします。

本件は、桂川町副町長の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

現在、桂川町副町長として務めていただいております山邊久長氏の任期が、令和７年３月３１日をもって満了となることから、同氏を再任することについて、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山邊久長氏の略歴等につきましては、次のページに参考資料として添付していますので、参考にしていただきたいと思います。なお、山邊氏の副町長の職歴は、現在１期目でございます。

議員各位の御理解をいただき、御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これから同意第1号桂川町副町長の選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 英明君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、7番、北原裕丈議員、8番、竹本慶吉議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び賛否の明らかでない投票は否とみなし、反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 英明君） 投票用紙の記載漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（林 英明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、記載台で記入の上、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

2番 下川 康弘議員	3番 柴田 正彦議員
4番 杉村 明彦議員	5番 大塚 和佳議員
6番 吉川紀代子議員	7番 北原 裕丈議員
8番 竹本 慶吉議員	9番 原中 政廣議員
10番 青柳 久善議員	

○議長（林 英明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。北原裕丈議員、竹本慶吉議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（林 英明君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成 8 票、反対 1 票。

以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第 1 号桂川町副町長の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（林 英明君） ただいま、桂川町副町長として、選任同意を受けられました山邊久長副町長から、御挨拶を受けたいと思います。どうぞ。

〔副町長 山邊 久長君 入場〕

○副町長（山邊 久長君） まずをもちまして、このたび、副町長としての再任の御同意を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。また、再び町政に携わる機会を与えていただきましたことは、身に余る光栄であるとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

改めて、この 4 年間を振り返ってみますと、その多くの時間がコロナの感染拡大という非常事態の渦中でありました。一昨年 5 月にコロナの法的位置づけが引き下げられた以降は、社会、そして本町においても、活力とにぎわいが戻ってきたことを実感しているところでございます。

また、一方では、本町を取り巻く新たな問題や課題が発生し、その対応や課題に向けて苦慮している現状もございます。

そうした中、4 年間の経験と反省を踏まえ、法に示されました副町長の責務である町長を補佐し、町政発展のため全力を投じるという原点をしっかりと肝に据え、本日のこの気持ちを忘れることなく、「初心忘れべからず」を座右の銘とし、誠心誠意、全力で職責を全うすべく、決意を新たにしたところでございます。

議員の皆様には、今後も格別の御指導と御弁達を賜りますよう、お願いを申し上げまして、甚だ措辞ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございます。（拍手）

○議長（林 英明君） ここで暫時休憩いたします。再開は 12 分から。

午前11時03分休憩

午前11時12分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

日程第 7. 諮問第 1 号

○議長（林 英明君） 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、個人情報保護に配慮し、簡潔に御説明いたします。

本件は、人権擁護委員候補者に推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

現在、人権擁護委員として務めていただいております池田静子氏の任期が、本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

池田静子氏の略歴等につきましては、次のページに参考資料として添付していますので、参考にさせていただきたいと思えます。なお、池田氏の人権擁護委員の職歴は、現在 3 期目でございます。

議員各位の御理解をいただき、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより諮問第 1 号を採決いたします。

お諮りします。本件は、池田静子さんを適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦については、池田静子さんを適任とすることに決定しました。

日程第 8. 承認第 1 号

○議長（林 英明君） 承認第 1 号令和 6 年度桂川町一般会計補正予算（専決第 5 号）の専決処分承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書 8 ページ、承認第 1 号令和 6 年度桂川町一般会計補正予算（専決第 5 号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 月 10 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル①令和 6 年度一般会計 1 月専決予算書（第 5 号）で御説明いたします。

予算書の 2 ページを開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,892 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 149 万 3,000 円と定めたものでございます。

次に、7 ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

11 款 1 項 1 目地方交付税は 6,107 万 1,000 円の減、普通交付税を財源調整により減額計上しております。

8 ページ、18 款 1 項 1 目一般寄附金は 1 億 3,000 万円の追加、ふるさと応援寄附金の追加計上でございます。本年度の寄附受入れ目標額を 1 億円と設定しておりましたところ、令和 6 年 12 月末現在で 2 億 1,000 万円を上回る御寄附を頂きましたので、目標額を 2 億 3,000 万円に上方修正するものでございます。

次に、9 ページ、歳出でございます。

2 款 1 項 6 目企画費 6,892 万 9,000 円の追加は、手数料、ふるさと応援寄附金の受入れに係るクレジット決済手数料とふるさと応援寄附業務委託料、受付サイトの利用や返礼品の調達・出荷等に係る経費の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。吉川議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。すみません、予算書、一番最後のところで、委託料として 6,635 万 4,000 円上がっております。応援寄附業務委託料として明細は書いてありますけど、委託した業者は何社あるんですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 中間事業者として委託しているのは 1 社です。そして、そこに

つながる業者さんは幾つかありますけれども、基本的な業務委託しているのは1社です。取りまとめとしての業者は1社でございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第1号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第9 承認第2号

○議長（林 英明君） 承認第2号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書9ページ、承認第2号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月20日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル②令和6年度一般会計1月専決予算書（第6号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,718万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,867万5,000円と定めたものでございます。

次に、7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

15款2項1目総務費国庫補助金は7,718万2,000円の追加、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上でございます。

次に、8ページ、歳出でございます。

3款1項13目低所得者給付定額減税一体支援事業費は7,718万2,000円の追加、国の物価高騰対策で住民税非課税世帯への1世帯当たり3万円の給付、また、18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども1人当たり2万円を加算給付するための各種事務費及び給付金の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第２号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第１０．議案第１号

○議長（林 英明君） 議案第１号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書１０ページをお願いいたします。

議案第１号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、令和７年３月３１日を限りに、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退するため、本規約を変更する必要が生じたので、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

１１ページに条例案、１２ページから１４ページに新旧対照表を掲載しております。

議案書１１ページをお願いいたします。

変更の内容は、組合を組織する地方公共団体を示した別表第１と、組合議会の議員の選挙区及び選挙すべき議員の数を示した別表第２において、下田川清掃施設組合を除くものです。この変更に伴い、退職手当組合を組織する地方公共団体の数が、現在の８０団体から７９団体になるものでございます。

附則でございますが、この規約は令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） この規則の内容はもう分かっているんですけど、下田川清掃施設組合が解散された理由というのをちょっと説明がなかったのでお願いしたいんですが。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 退職者手当組合からの連絡によりますと、田川地区の清掃施設組合、ごみ処理施設等の統廃合によるものということで聞いております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私もこの下田川清掃組合が解散されるというからその理由を聞こうと思ったんですけど、今、大塚議員が聞かれましたけど、ちょっとよく分からないんですけど、分かりやすくもうちょっと言ってもらえませんか。田川、何かよく分からないから。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 田川市郡、田川地域におけますごみ処理施設、清掃施設組合の統廃合によるもの。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第2号

○議長（林 英明君） 議案第2号桂川町子ども審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。江藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 議案書15ページをお願いいたします。

議案第2号桂川町子ども審議会設置条例の制定について御説明いたします。

本条例の制定理由は、子ども基本法第10条第2項及び同法第13条第3項の規定に基づき、本年度策定いたしております桂川町子ども計画に定める子ども施策に関する重要事項の審議、協議機関として審議会を設置する必要性が生じたため、本条例を制定するものであります。

議案書16ページをお願いいたします。本条例の内容について御説明いたします。

第1条では、地方自治法に基づく町長の附属機関、子ども基本法に基づく協議会として設置することを規定。

第2条では、所掌事務といたしまして、第1項に、子ども基本法に規定する桂川町子ども計画に関する調査、審議、子ども施策の実施に係る協議及び連絡調整、第2項に、次世代育成支援対策推進法に規定する桂川町次世代育成行動計画に関する調査審議、第3項に、子ども・若者育成支援推進法に規定する桂川町子ども・若者計画に関する調査審議、第4項に、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設等の利用定員の設定及び桂川町子ども・子育て支援事業計画に定める施策の実施状況の調査審議、第5項に、こどもの貧困対策の推進に係る法律に規定する

桂川町こどもの貧困対策計画に関する調査審議、第6項に、そのほか町長が必要と認める事項の調査審議、以上、6項目の所掌事務を規定いたしております。

第3条では、委員数を20名以内で組織すること、第4条では、委員の任期を2年に定め、第5条では、審議会に会長及び副会長を置くこと、第6条では、会議の招集等、第7条では、審議会内に専門的な事項を協議する部会を置くことができることを規定いたしております。

第8条において、審議会の庶務は子育て支援課子育て支援係が処理することとし、第9条に委任事項。

附則で、この条例の施行期日を令和7年4月1日とし、また、桂川町子ども審議会を設置することにより、現在、組織されている桂川町子ども・子育て会議の所掌事務の内容及び範囲が包含されるために、桂川町子ども・子育て会議、その設置根拠となる桂川町子ども・子育て会議条例は廃止することといたします。

以上、簡略でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今の説明の中で、審議会のところで委員が20人以内と書いてあります。しかし、ここに挙げてある人数は、人数と言いますかこれは8人、1人ずつとしたら8人、そして別に町長が特に必要と認める場合と書いてあるから、これ町議会から何人とか、そんなふうに教育委員会から何人とか書いていない限り、20人という数字がよく分からないんです。だから、割合があるのかなと思って、そこら辺はどういうふうになっているんですか。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） お答えします。

現在、桂川町子ども・子育て会議の委員数は15名で構成されております。先ほど所掌事務の中で説明をさせていただいたんですが、今回の子ども審議会では協議する内容につきましては、その所掌事務が大きくなったといいますか、こどもの貧困対策とか若者対策、そういった部分で協議する内容が大きくなっておりますので、より専門性を高めるために、今、事務局で考えておりますのは学校関係者、それと保護者、それとできましたら学識経験者を複数入れて、より専門性の高い協議を行いたいというふうに考えております。人数につきましては、あくまでも予算取りということで20名以内にしておりますが、その中はちょっと柔軟に対応させていただきたいと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員、あとこれ文教厚生委員会に付託しますので。よろしいですか。

○議員（６番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第２号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第１２．議案第３号

○議長（林 英明君） 議案第３号桂川町奨学金給付条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。平井学校教育課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 議案第３号桂川町奨学金給付条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、教育の機会均等及び教育環境の改善が喫緊の課題であることに鑑み、学業が優秀であるにも関わらず、経済的な理由により就学が困難となる者の支援に関し、必要な事項を定め、返済不要の給付型奨学金を創設するため条例を制定するものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。２０ページをお願いいたします。

第１条の目的としまして、学業成績が優秀であるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、次代を担う優良な人材の育成を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とするものでございます。

第２条の受給資格としましては、本人または本人の生計を有する者が町内に１年以上住所を有していること、対象となる学校は初年度において学校教育法に規定する大学、短期大学の第１学年、高等専門学校の第４学年、専修学校専門課程の第１学年、またはこれに準ずるものとして規則で定める学校、学年に在学していることとでございます。年齢は、年度の初日において２０歳に達していないこと、学業成績が優秀であること、経済的な理由により就学が困難な状況であると認められること、原則、町税などの滞納がないこととでございます。

第３条の奨学金の額では、入学支度金は１回限りで１０万円、就学資金は月額３万円としております。

第４条の就学資金の給付期間は、在学する学校の正規の就業期間としております。ただし、正規の就業期間の終了後、高等専門学校専攻科または大学に連続して進学または編入学する場合は、引き続き給付を受けることができることとしております。

第５条及び第６条では、奨学金の選考に当たっては、選考委員５人以内で組織する奨学生選考委員会を組織し、選考委員会の審議を経て、町長が決定することとしております。

第７条では、奨学生の決定の取消しなどとして、退学した場合などは取消しを行い、休学など

の場合は、その期間の給付を停止できることを定めております。

第8条は、返還について、奨学生の決定を取り消し、または奨学金の給付を停止した場合において、既に給付した奨学金があるときは、その全額または一部を返還させることができる規定でございます。

第9条では、この条例の施行に関し、必要な事項は附則で定めることとしております。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 所管ですが、ここで一番問題になるのをちょっと質問して、要するに聞いていただいている住民の方にお知らせするために質問いたします。

まず、入学支度金と諸就学資金、それとあと何人を予算組んでいるかということをこの金額関係をお知らせください。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 当初予算書において入学資格金10万円、就学資金月額3万円の12か月分ということで、人数は5名で計上させていただいております。

○議長（林 英明君） ほかに。原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 同じく、これを文教にいただけるということの中で、文教の中で執行部と協議したい部分がありますのでその点を何点か述べたいと思います。

まず、最後に規則が必要だということで出ました。これは現実的に規則が出来上がっているものなのか、今後の検討としてやっていかれるもの、一番いいのは規則が出来ていれば、そちらのほうも一緒に提出していただいたらありがたいと思います。

それと、一番僕が気になっているのが、この委員なんです。委員で、ここで簡単に言えば、教職員という形と教育委員会というような形で出ているんですけども、この教職員の中で、これが校長が入るのか、また逆に教育委員会の委員の中で大庭教育長が入れるものなのか、そこらを外したメンバーでやるのか。

なぜかと言いますと、高校の上で大学からということで、大きくは3年間のブランクがあるという考え方でいいと思うんです。そして、先ほどからる説明されていますけれども学業成績と、これは大体3.5以上ということで、いろんな形の中で学校が出てくると思います。今の奨学金の潮流は学力、結局、学業を自分は勉強したいとか、体育したいとか、意欲のある方に給付するような基本的には大きな流れです。今まではこういう給付金関係は学業成績とかいろんな形であ

りました。本来の流れは、私はそういう方向に行っているんじゃないかと思います。だから、そこら辺のところを、それともう一つは、5人という、今、大塚議員が聞いたら5人かな。5人という枠をいただきましたので、この5人の枠をしたときに、4人とか3人とか、そういう枠でなければ、例えば10人とかいう形で枠が出てきたというときは、これは何らかの形で5人の方はちょっと除外していくという非常に厳しい状況が出てくると思います。こうした中で、やっぱり教育長とか学校で行けば、そこに一番近いのは中学校なんですけども、そこら辺の方々がその子どもとの状況、例えば公立高校、私立高校、そうした中で進学していた子どもたちの状況等もしっかり把握しながら、苦しい、僕は5人がいいとオーケーと言っているんじゃないんですけども、そういう厳しい中をどれかやはり平等にその奨学金を与えられる方を選択する、そこで努力する、そうしたものが必要だろうと思います。

その点で、今日、今、質問していますんで、委員会の中でも結構ですけども、もしポイントとしては、規則とそれと教育長、それから校長あたりがこの委員の中に入れるのかどうか。また今日答えが出なければ、文教委員会の中でお互いに議論していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 御質問にお答えします。

規則につきましては、本日、案として文教厚生委員会のタブレットのほうに掲示をさせていただいておりますので、今後の委員会の中でまた説明させていただきたいと考えております。

次に、2点目の選考委員会のメンバーでございますが、この場合、教育長につきましては執行部のほうに入るということで対象としておりません。また、教職員につきましては、校長を対象に考えております。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員、よろしいですか。

○議員（9番 原中 政廣君） はい。

○議長（林 英明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第4号

○議長（林 英明君） 議案第4号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書 23 ページをお願いいたします。

議案第 4 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、令和 4 年に公布された刑法等の一部を改正する法律において懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされることに伴い、関係条例を整理する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

24 ページから 26 ページに条例案、27 ページから 30 ページに新旧対照表を掲載しております。

24 ページをお願いいたします。

条例の改正内容は、「懲役」「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改め、関係する 8 つの条例を一括して改正するものでございます。

附則でございますが、この規約は刑法等の一部を改正する法律の施行日である令和 7 年 6 月 1 日から施行するものでございます。

また、本条例の施行日前の行為の処罰について、今回の刑法改正に伴い、その処罰の適用に影響が生じないようにするため、附則の第 2 条から第 4 条に経過措置を設けております。

なお、今回の条例改正に当たり、検察庁との協議は終了しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 4 号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第 14. 議案第 5 号

○議長（林 英明君） 議案第 5 号桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書 31 ページをお願いいたします。

議案第 5 号桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

32ページに条例案、33ページに新旧対照表を掲載しております。

条例の改正内容は、非常勤消防団員の処遇改善のため、退職報償金の勤務年数区分に新たに「35年以上」の区分の導入を行うものです。

今回の区分導入に伴う引上げ額は一律10万円となっております。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行とし、令和7年4月1日以後に退職した消防団員より適用いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 35年以上という方がこうなるんですけど、今現在、どういう人数とかがおられるか。あと、おられるなら予算を組んでいるか、この2点、お願いいたします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 35年以上の消防団員の方はいらっしゃると思います。すみません、詳細の数のほうは把握をしておりません。

ただ、今年度の令和7年度の新年度予算には、この35年以上の区分では、予算のほうは計上しておりません。理由が2点ございます。1点目が、この通知が来たのが新年度予算の計上が終わった後でしたので、まず、その計上が間に合わなかったことが1点。もう一点が、先ほど議案等でも説明させていただきましたとおり、令和7年の4月1日以後に退職した消防団員になりますので、現在、退職を予定されている者は3月31日、今年度末になりますのでこの適用外という形で把握しておりますので、今年度3月31日をもって退職される職員につきましては、旧の金額のほうで支給することになります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第6号

○議長（林 英明君） 議案第6号桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改

正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書 34 ページをお願いいたします。

議案第 6 号桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、令和 6 年 8 月の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等がなされたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

35 ページから 45 ページに条例案、46 ページから 55 ページに新旧対照表を掲載しております。

令和 6 年の人事院は、時代の要請に即した給与制度となるよう、給与制度のアップデートとして給与及び諸手当にわたり包括的な見直しを行う勧告を行っております。

令和 6 年度に実施すべき給料表と期末手当・勤勉手当の支給率の改定は、令和 6 年 12 月議会に上程し、議決をいただいております。今回は、令和 7 年 4 月から実施すべき事項について上程しております。

主な条例の改正内容は、1 点目、職務や職責をより重視した給与体系に見直すため 3 級以上の給料表の改定、なお、給料表は人事院勧告に基づき改定された国の給料表と同様の改定をしております、改定を行った給料につきましては 36 ページから 40 ページに赤字で記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。2 点目、段階的に配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実させる扶養手当の改定、3 点目、地域手当の支給が都道府県を単位とする広域化に見直されたことにより、地域手当を支給するための改定、4 点目、管理職の平日・深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大する改定、5 点目、再任用職員への住居手当を支給するための改定、この 5 点でございます。

附則でございますが、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） すみません、この案件は人事院勧告に基づき桂川町の制度新設及び修正だと理解しますが、会計年度任用職員の待遇と処遇はどうなるのでしょうか。これは正職員だけというふうに聞きましたけれど、国の法律では、会計年度任用職員のことは何も上が

っていなかったんですね。正職員だけなんですね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 会計年度任用職員の地域手当の考え方としましては、各団体の勤務形態、職務内容、責任、手当の趣旨等に留意しつつ、地域の実情を踏まえて支給を判断するというになっておりますので、今回は会計年度任用職員の地域手当の方は措置はしておりません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら自治体によって、考え方によって、会計年度任用職員の地域手当も支給できるということですか、違うんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） そのように理解をしております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら、桂川町は会計年度任用職員に関しては地域手当は支給しないということを決めたわけですね。決めるんですか、決めたんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 令和7年度について現時点では支給はしない方向で調整をさせていただいております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 令和7年度は支給しないという方向で決められたというふうに言われたと思いますけれど、この制度自体が正職員と会計年度任用職員、同じような仕事をしているのに、一方では、そういう手当が支給される、一方では、支給されないということを自治体が決めるというのはおかしいと思います。同じように働いているのであるならば、会計年度任用職員に対してもそういう手当はつけるべきだと思います。だから、今回はつけないというふうにおっしゃいましたけれど、なるべく早い時期に検討していただきたい。というのは、前々年でしたか、12月議会で給与が上がったというので4月に遡及して上がるという問題がありましたよね。そのときにも正職員は遡及して上がる、12月議会のときに聞いたら会計年度任用職員は条例が違うからとおっしゃいました。それで、それはどうなるんですかと言ったら、来年検討します、来年のときには勤勉手当が出るようになりましたということで、その前の年の給料が上がったことに関しては、正職員は12月の議会で4月に遡及して給与が上がってきたわけですよ。会計年度任用職員は上がらなかったんです。そのまま放置されているんです。おかしいんです。これも早く上げるべきだと思いますけれど、今回は地域手当ということですから、自治体によってそういうことをするというのはおかしいから、今回はあれですけど、早い時期に会計年度任用職員に対しても地域手当が支給をされるように頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私も、今、吉川議員が言われたように、会計年度任用職員の方は職員の方と一緒にするべきだというふうなことを思っておりましたが、あと一点は、今5点ほど給与の関係、扶養手当、地域手当と言われましたけど、どのくらいの金額が上がっていったって、今回、令和6年度と7年度で何%ぐらい、最終的に金額を教えていただいて、何%ぐらい上がったということを、私も上がることにに対しては何もないんですけど、やはりそこら辺ちょっと立場上、聞いておかないかんから教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 令和7年度の当初予算と令和6年度の当初予算を比較しまして、今回の増額分につきましては1億581万8,000円の増額と人件費の増額となっております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 1億何がしかということですけど、それに対して先ほどから吉川議員言われるけど、会計年度任用職員、やはり同じような生活なり仕事をしていただいていますのでプラスアルファを、そしてそんなことをしていただいて、必要でない事業とかはあると思います。今から検討していきますけど、そこら辺を取捨選択していただいて、会計年度任用職員に割り振って、失礼ですけど、割り振っていただきたいと思って意見、私はそれで終わります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 会計年度の方はもう20年ぐらいしているけど給料ほとんど上がっていないと言われています。仕事は増えたと、慣れている。正職のほうと仕事は変わらんのに。これは非常に大きい問題なんだけれども、じゃあ、そこまで増やすだけの桂川町、財源がないと思います。町長にはぜひとも町村会長の副をされていると思うから、これは国に意見を言わないといけんことと思います。同一労働同一賃金と言ったんです、前提は。全然違う。だから、政府の言いよることは全く嘘やったということですから、そこは地方財政として非常に困っているということを訴えてください。

質問です。地域手当が県内統一と、じゃあ、実際どげなったかを具体的に教えてほしいというのが1点。

それから、どうせこれは総務で徹底して審議されるかと思うんですが、聞いちゃかんと分かんので、46ページの3のところで、一方で6,500円が1万3,000円に増え、一方で1万円が6,500円に減る。それは2号から5号だと言われている。じゃあ、2号が何で5号が何か、後ろにあるのかな。ごめん、あるとか。あるなら、どこでここありますと教えてください。

以上、2点です。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） すみません、お答えの内容が入っているかどうかは分かりませんが、今回、両委員会のタブレットのほうにこの議案第6号に関しての説明の概要と関係する資料のほうは上げておりますので、お目通しをいただけたらと思っております。

すみません、2号と（発言する者あり）扶養手当のことでございましょうか。扶養手当のほうは附則で改正をさせてもらっておりますので、条例の本文の中のほうには出てはきません。

今回の配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実させる改定としましては、今年度の4月1日から配偶者手当を6,000円から3,000円、子に対する扶養手当を1万円から1万1,000円、令和8年4月1日から……

すみません、最初から説明させていただきます。令和7年4月1日から、配偶者に関する扶養手当は6,500円を3,000円、子の扶養手当に関しては1万円を1万1,500円、令和8年4月1日から、配偶者に関する扶養手当を廃止、子1人当たりの扶養手当を1万1,500円から1万3,000円に増額させる改定を附則のほうでさせてもらっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） それは46ページの表の2、3、4、5の略、略、略、これが大体何なんだっていうのが分からんから、それは別のところありますよっっちゃうて、ありますとこ見えんから困って質問しているだけです。どこかあるんだ。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） すみません、後で条例等を御説明させていただきたいと思っておりますので、ここの略のところについてはよろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） よろしいですか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ここできっちり説明せんと、総務に持って行って総務も困るでしょう。総務だけしか分かっていないというのも変な話でとは思っただけだな、どうだろう。（発言する者あり）

○議長（林 英明君） 小平課長、どうぞ。

○企画財政課長（小平 知仁君） 略のところは、今回の改正条例に関係ないところだから略しているものになりますので、そこはちょっと議論の対象外かなとは思いますが。そういうことなので、もしあれでしたら、条例そのものをまた見てもらって、何が略されているのかというのは御確認いただければと思いますけど。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 文教の中で丁寧な説明をいつもしてもらっているのに、荒っぽい。いや、2から5のいずれかに該当する扶養家族は1人につきこうっち書いてあるから、じゃ

あ、誰、どんな人なんかと聞いたかっただけなの。分かんないもん、これじゃ。条例を見てくだ
さいって言うならそれは見るしかない。

僕、文教だったら条例出してって言います。そこも御検討ください。

それから、福岡県内にした件がいまいち分かってない。実際に、じゃあ今までと県内、増やし
たときに、地域に関する手当が増えているのかどうか。地域によってそういったのがあるという
のは知っていますが、福岡、今までは桂川町やったのか知らんけど、福岡っちなったときに、
じゃあ具体的にその手当が増えていくんですか、職員の皆さん。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今までは福岡市を中心に、都市圏については各自治体のほうで地域
手当の方が措置をされておりました。桂川町については、地域手当のほうを今までは支給はして
おりません。

今回の条例改正、人事院の勧告により福岡県が5級の4%ということに支給されましたので、
福岡市以外の自治体に関しては4%の支給ということが決まったことになりますので、桂川町を
はじめ他自治体で、小さな自治体で今まで支給されなかったところも4%支給されるような形に
なります。

今回、桂川町に関しましては、4%を令和7年度からするのではなく、令和7年度からは2%
経過措置として、令和8年度から4%という形で考えております。（発言する者あり）これは人
事院の勧告でそのとおりされておりますので、その指示に従っての改正になっております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。
ここで暫時休憩いたします。再開は1時から。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

柴田議員、発言を許します。どうぞ。

○議員（3番 柴田 正彦君） 午前中の一番最後に第6号議案について、いろいろ質問して、資
料、分かりにくいと、資料をちゃんとつけてくれと言いましたが、ついていました。ちゃんとタ
ブレットの中にあるのを私が見ていませんでした。申し訳ありません。

日程第 16. 議案第 7 号

○議長（林 英明君） 議案第 7 号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書 56 ページをお願いいたします。

議案第 7 号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例等の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

57 ページから 58 ページに条例案、59 ページから 60 ページに新旧対照表を掲載しております。

主な条例の改正の内容は、1 点目、超過勤務の免除対象となる子の範囲を 3 歳未満の子から小学校就学前の子に拡大する改定、2 点目、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知を強化する改定、この 2 点でございます。

附則でございますが、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行とし、附則の第 2 条において、超過勤務の制限については、施行日以前であっても事前の請求ができるよう経過措置を設けております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（5 番 大塚 和佳君） 前回の給与改定といいますか、あの分と一緒になんですけど、会計年度任用職員を考えて、これも同一に考えてあるか。考えていないならば、なぜ考えていないか、その理由をお聞かせください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 超過勤務免除の対象となるこの範囲については、会計年度任用職員に対しては、現在のところ超過勤務をお願いすることはありますが、職員のような同等の超過勤務はお願いはしておりませんので、その時点でお願いはしておりません。また、介護離職の防止のための支援制度に関する周知に関しましては、会計年度任用職員等につきましては、御相談等があれば、適宜、相談等には応じたいとは思っておりますが、今回の条例の中には入ってはおおりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） まず、相談等を応じるという回答は、私はいかがなのかと思いますが、一番最初に育児休業とかあるやないですか、介護とか。そこら辺の回答がないんで、そこら辺はどう考えてあるんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今回は育児休業等についての改正は行ってはおりません。今回、改正にする分につきましては、３歳未満の子からの子の改定と、超過勤務の免除になる改定と介護離職防止のための仕事介護両立の支援制度に対する周知の強化の改定でございますので、職員等についても、育児休業等については改定は行ってはおりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 経過措置で、その前のほうが分からんですけども、３歳から小学校就学の開始に至るまでその子を扶養するために行う者に限るとか書いてあるんですけど、やはり年齢要件とか何かそんなことを書いているんじゃないでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） これは超過勤務の免除と対象となる範囲について書いておりますので、時間外の免除の申請があったときに免除をするのが３歳未満の子から小学校就学前の子に拡大する改定でございますので、育児休業等とは関係がないと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） そしたら、ここにある理解は、要するに介護とか全然関係なく、職員の方だけということですが、また後で勉強しながら、やはり私が全体的に言いたいのは、昔の臨時職員をですね、やはり同一労働同一賃金でしてくださいという前提での質問ですので、もう一回、今回はこれで終わりますけど、次、勉強してちょっと踏み込んだ質問をもしかしてするかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第７号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第１７．議案第８号

○議長（林 英明君） 議案第８号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書 6 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を整理する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

6 1 ページに条例案、6 3 ページから 6 5 ページに新旧対照表を掲載しております。

条例の改正内容は、引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、新たに第 2 条第 8 項に、カード代替磁気的記録の定義が追加されました。この改正により、これまで規定しておりました第 2 条第 8 項から第 1 5 項までが 1 項ずつ繰り下がり、ずれが生じております。このずれの修正の改正を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） すみません、6 3 ページに新旧対照表が書いてございます。下の欄のところで、私、これ何遍読んでも意味が分からないんです。上から 5 番目、1 0 で、町長は町民税の賦課徴収について云々と書いてございます。そこのところで、「第 2 3 条第 1 項第 3 項又は第 4 項に掲げるものに該当することとなった者に」とか書いてあるんですけど、この「該当することとなった者」というのはどのような人なのかな、法人のことを言っているのかな、よく分からないんです。読んでも読んでも分からないから、ちょっと私に分かるようにちょっと説明をしていただけないでしょうか。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 御質問の内容につきましては、今回のこの議案の内容についての内容とは、また別個だと思います。個別に内容については御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） 後日説明をするということなんですね。じゃあ、すみません、またそのときによろしく願います。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 後日、御説明させていただきます。

○議長（林 英明君） 後から説明するということですか。

○税務課長（古野 博文君） はい。

○議長（林 英明君） 吉川議員、どうしますか、いいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） 後日、お願いします。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第18 議案第9号

○議長（林 英明君） 議案第9号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書の66ページをお願いいたします。

議案第9号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、桂川町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数を改めるため、桂川町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の67ページをお願いいたします。条例の改正内容について御説明申し上げます。

第2条に被用者保険等保険者を代表する委員1人を加えるものです。この委員を加えることにより、運営協議会の活性化や体制強化につながるものとして行うものです。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） この議案の中で、ここで対照表が書いてあります。そこで、新しいところには、「被用者保険等保険者を代表する委員1人」と書いてございます。この「被用者保険等保険者」とは、どのような保険というのですか。全国健康保険なのか組合管掌保険なのか共済保険なのか、どこかの保険に入っておられるんでしょう、どこの保険に入っておられる方なんでしょうか。1人でしょう。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 被用者保険者というところで、こちらにつきまして先ほど吉川議員も申されましたように、けんぽ組合であるとかけんぽ協会、それから共済組合といったいわゆる社会保険といった方の連合会というのがございますので、そちらのほうに推薦依頼を出させていただきまして、そちらのほうからいわゆる社会保険の代表者という方を推薦いただくような形でしたいと思っております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） 分かりました。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第19．議案第10号

○議長（林 英明君） 議案第10号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。平井学校教育課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 議案書69ページをお願いいたします。

議案第10号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、議案第2号の桂川町こども審議会設置条例及び議案第3号の桂川町奨学金給付条例の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

70ページは条例案、次の71ページは新旧対照表でございます。

改正内容でございますが、第1条中、43号の「子ども・子育て会議委員」を「こども審議会委員」に改め、53号を1号繰り下げて54号とし、53号に新たに桂川町奨学生選考委員会委員の日額報酬4,000円を加えるものでございます。なお、こども審議会委員の日額報酬については、4,000円に変更はございません。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わらせていただきます。審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第20. 議案第11号

○議長（林 英明君） 議案第11号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。江藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 議案書72ページをお願いいたします。

議案第11号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正の理由でございますが、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許取得者でなければ受験することができませんでした。今回、栄養士法が改正され、改正後においては、管理栄養士国家試験受験資格において、栄養士免許の所持要件が不要となりました。よって、保育事業所等において、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合においても、保育事業等における設備及び運営に関する基準を満たすことができることとした内閣府令が公布され、それに伴い、本条例の改正を行うものであります。

議案書73ページをお願いいたします。改正の内容について御説明いたします。

第16条第1項第2号中、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日より施行いたします。

74ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 条例のところで、新しいところで食事の提供の特例というところで、第16条、「家庭的保育事業者等は」と書いてございます。本町において、この家庭的保育事業を行っている業者は何社ぐらいあるんですか。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） お答えいたします。

事業所につきましては、土師保育所、吉隈保育園、善来寺保育園、まめだ保育園、以上、4事業所でございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（６番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第１１号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第２１．議案第１２号

○議長（林 英明君） 議案第１２号桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案書７５ページをお願いいたします。

議案第１２号について御説明申し上げます。

本議案は、桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の理由といたしまして、水道法施行令の一部改正に伴い、桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

議案書の７６ページをお願いいたします。改正内容について御説明申し上げます。

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道整備管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保をすることを目的に、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や技術上の実務経験年数の見直し等を行うものです。

７９ページから８１ページにかけて新旧対象報表を掲載しております。

附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するものです。

なお、この議案第１２号についての資料を総務経済建設委員会、文教厚生委員会のフォルダ内に格納していますので、御参照いただければと思います。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） これは大体、そういう技術管理者とかいうから、何か試験を受けるのかなと思ったんですけど、これを読む限りは緩和されて、こういう技術管理者になる人になりやすいような仕組みなんですね。そうですか。それで大丈夫ですか。水道事業をする上にお

いて、いろんなところで事故等があります。ただ下水道だけじゃないで、水道管の破裂とか、その他もろもろあっているから、そういう管理者がもっともっとあれかなと思ったら、緩和するといったら幅広くなって、確かに広くなるのはいいけど、そういう知識とか経験とか、そういうものがない人が大丈夫かなというふうなちょっと不安を感じます。大丈夫なんですね。大丈夫じゃないとは言えないでしょうけど、そこら辺はきちっとしていただかないと、ただ、これだけじゃないで、やっぱり住民の皆さんがやっぱり水道に関しては飲むことだし、この前もPFASが出ていましたでしょう、井戸水から、芦屋ですか。だから、ちょっとどうかなと思いますから、しっかり頑張って住民の飲料水、しっかりやっていただきたいと思います。一言、お願いします。

○議長（林 英明君） もうよろしいですか、答えは。答えは要りますか。

○議員（6番 吉川紀代子君） 答えはうんうんっち言いしやったけん、じゃあ、どうぞ。

○議長（林 英明君） 秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 今、吉川議員が申されたとおり緩和されるということなんですけど、水道に関してはいろいろ土木以外にも水質とかいろいろ分野がございます。今回、土木以外にいろいろ電気とか薬学とか、そういった形の分野にも幅広くそういった事務経験年数も加味しながら、きちっとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（林 英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第22. 議案第13号

○議長（林 英明君） 議案第13号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書82ページ、議案第13号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

本議案は、令和6年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル③令和6年度一般会計3月補正予算書（第4号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,990万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億857万7,000円に定めようとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。

3款2項児童福祉費の保育所等給食支援事業404万1,000円及び保育所等物価高騰対応事業24万8,000円につきましては、本補正予算にて新規計上のもの。町立認定こども園整備事業4,837万円につきましては、当初予算にて計上のものですが、各事業の進捗見込みにより、次年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。第3表地方債補正でございます。

追加といたしまして、1事業債、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債1,340万円の追加、また、変更といたしまして、1事業債、脱炭素化推進事業債の起債限度額を2,500万円から2,660万円に変更、以上の補正を行うものでございます。

次に、10ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税974万3,000円の追加は、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次に11ページ、15款2項3目衛生費国庫補助金の60万5,000円の追加は、出産・子育て応援交付金国庫補助金の追加計上でございます。

次に12ページ、16款2項2目民生費県補助金は455万4,000円の追加、私立保育園に係る保育所等給食支援費県補助金及び保育所等物価高騰対策費県補助金と保育料無償化・円滑化に係る子ども・子育て支援事業費県補助金の追加計上でございます。

次に13ページ、22款1項2目農林水産業債は、1,340万円の追加、県施工の七浦ため池改修に係る防災重点農業用施設整備事業債の追加計上、4目教育債は160万円の追加、桂川中学校及び学校給食共同調理場の照明LED化に係る高効率照明機器整備事業債の追加計上でございます。

次の14ページから歳出でございます。なお、歳入予算の補正に伴う財源組替えにつきましては御説明を割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2款1項5目財産管理費935万円の追加は補償金、町が売却しました土地に埋まっております廃棄物の処理費用に対するものの追加計上、10目諸費7万7,000円の追加は西鉄バス路線運行補助金、赤字補てん額の決定見込みによる追加計上でございます。

次に15ページ、3款1項1目社会福祉総務費20万円の追加は、社会福祉協議会運営事業費助成金、社会福祉協議会の点字翻訳事業費の増による追加計上、11目総合福祉センター費214万5,000円の減額は、ひまわりの湯浴室換気システム修繕工事、こちらが入札不調により、年度内執行が困難となりましたので、次年度予算に計上して実施するべく、本年度予算

から皆減させるものでございます。

次の１６ページ、２項１目児童福祉総務費は４６２万５，０００円の追加、私立保育園に対する保育所等給食支援補助金及び保育所等物価高騰対策補助金と過年度分保育料過納金返還金の追加計上、４目子育て支援費１５万１，０００円の追加は備品購入費、子育て支援センターひまわりの種の低年齢児用椅子の購入費と実績確定に伴います前年度子ども・子育て支援交付金県費返還金及び前年度放課後児童クラブ利用料減免事業費県補助金返還金の追加計上、５目土師保育所費３２万４，０００円の追加は防犯カメラ更新工事、既設機器の不調による更新費の追加計上でございます。

次に１７ページ、４款１項１目健康づくり推進費６７３万７，０００円の追加は健康管理システム改修委託料、こちらは現行の出産・子育て応援交付金から妊婦支援給付金への制度改正の皆減によるもの、それと実績確定に伴います前年度妊婦出産包括支援事業費国庫補助金等返還金の追加計上でございます。

次に１８ページ、６款１項２目農業総務費４９万円の追加は、有害鳥獣捕獲補助金の実績見込みによる追加計上、４目農業振興費は４５万円の追加、活動団体の解散等に伴います過年度分多面的機能支払県交付金返還金の追加計上、６目農地費９４２万円の追加は防災重点農業用施設整備事業負担金、こちらは県施工の七浦ため池改修事業の一部前倒しに伴う町負担金の追加計上でございます。

１９ページ、７款１項１目商工総務費２２万３，０００円の追加は消費者生活センター運営事業市町村負担金、こちらは当該センター職員の給与改定に伴う人件費の増による追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ４９ページの有害鳥獣捕獲補助金４９万円、これ上げられるのは私も賛成なんですけど、今の状況、５年前とか今の状況でどういうふうになってこの補助金が増えるかと、もしかしたら、この補助金が足りないかもしれんき、ちょっとそこら辺の状況をお話しただけだと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） ただいまの大塚議員の御質問の内容になりますが、今年度、こちらの補助金の対象となる有害鳥獣なんですけど、イノシシやシカ、あとアナグマ、アライグマになります。こちらを捕獲１頭当たり１万円という形で計算をしております。

そして、資料が前年度の分との比較しかございませんので、前年度の分との比較でお答えさせていただきます。前年度の分の4月から10月までになりますが、捕獲数が先ほどの4種類の捕獲数が230頭でした。今年度、令和6年度の同じく10月までの捕獲数が349頭ということで、前年度と比較しまして119頭多くなっております。

もともと当初予算でこちら捕獲数300頭分ということで300万円を計上しておりましたが、49頭それよりちょっと多く捕獲したというような形になりましたので、不足している分49頭分、49万円を今回計上させていただいたような形になります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、猟友会の方でしょうか、頑張って捕獲していただきよき、やはりこの方たちがそういうふうな活動をしやすいようにやっぱ何がしかこういうふうな補助金を上げるのはいいけど、やはり猟友会の会員の方を増やすとか、何かそういうふうな資格取る補助金を考えると、やはり、飯塚、嘉麻はちょっと分かりませんが、そういうのがしてあると思うき、ぜひそこら辺も含めたところで、もう新年度予算はもうちょっと遅いですが、補正なりをしていただいて頑張っているというのを表に出していただければ、私たちはもう本当にこういうことしか言われんけど、この方たちがおらん限りはやっぱり農作物とか人的被害が出てきますので、ぜひそこら辺も含めたところで、6月議会で何がしかの補正なりを出していただければと思って意見を今述べました。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託いたします。

先ほど申し上げたとおり、議案第14号から第19号までの新年度予算は、連合審査会で審査するため質疑を省略します。

日程第23. 議案第14号

○議長（林 英明君） 議案第14号令和7年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書83ページ、議案第14号令和7年度桂川町一般会計予算について御説明いたします。

本議案は、令和7年度一般会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル④令和7年度一般会計予算書で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,258万円に定めようとするものでございます。

第2条地方債につきましては、8ページにて御説明いたします。

第3条は、一時借入金の借入最高額を7億円に定めようとするものでございます。

第4条は、歳出予算の流用につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内での各項の間で流用ができるよう定めようとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。第2表地方債でございます。

緊急防災・減災事業ほか6事業の起債限度額、起債の方法等を設定しようとするものでございます。

次の9ページに、参考といたしまして地方債の各年度末における現在高の見込み等に関する調書を掲載しております。同様の参考資料といたしまして、10ページには継続費に関する調書、11ページには債務負担行為に関する調書を掲載しております。

14ページをお開きください。ここから歳入予算の概要について御説明いたします。

1款町税1項1目町民税個人4億8,139万1,000円、2目町民税法人5,921万円。

次の15ページ、2項固定資産税4億9,925万4,000円。

次の16ページ、3項軽自動車税4,846万6,000円は、令和6年度の調定実績等を考慮し、計上しております。

次の17ページ、4項町たばこ税1億3,531万3,000円は、令和7年度地方財政計画の伸び率等を勘案し、計上しております。

この地方財政計画の伸び率等を勘案する算出方法により、18ページ、2款1項自動車重量譲与税4,271万6,000円。

19ページ、2項地方揮発油譲与税1,312万7,000円。

20ページ、3項森林環境譲与税273万2,000円。

21ページ、3款利子割交付金56万3,000円。

22ページ、4款配当割交付金700万5,000円。

23ページ、5款株式等譲渡所得割交付金1,272万7,000円。

24ページ、6款法人事業税交付金1,937万6,000円。

25ページ、7款地方消費税交付金2億9,784万5,000円。

26ページ、8款ゴルフ場利用税交付金1,756万1,000円。

27ページ、9款環境性能割交付金1,220万5,000円。

28ページ、10款地方特例交付金1,051万9,000円を計上しております。

次に29ページ、11款地方交付税は21億4,529万3,000円を計上しております。うち、普通交付税につきましては19億4,529万3,000円の計上、令和7年度地方財政計画の分析や本町の動向等を勘案いたしまして、令和7年度の交付見込み額を前年度決定額からマイナス3.2%の20億1,449万1,000円としており、ここから財源留保額6,919万8,000円を差し引いたものでございます。

また、特別交付税につきましては、直近の実績値であります令和5年度決定額から約25%減の2億円で計上しております。

次の30ページ、12款交通安全対策特別交付金161万6,000円は、直近の実績を勘案したものでございます。

次の31ページ、13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金2,286万8,000円は、各サービスの利用者数等を見込みました計上でございます。このうち保育所保育料につきましては、本年度から第2子以降を無償化する本町独自での取組を開始しますため大幅減となっております。

次の32ページ、14款使用料及び手数料1項使用料6,690万円は、1目総務使用料から33ページ、34ページの6目教育使用料まで各町有施設等の利用者数などを見込みました計上。

次の35ページ、2項手数料は4,905万円、1目総務手数料から36ページの4目土木手数料まで前年度実績等に基づき計上しております。

次の37ページ、15款国庫支出金1項国庫負担金8億5,628万7,000円は、1目民生費国庫負担金から2目衛生費国庫負担金の説明欄に記載の各事業に係る国庫負担金の計上。

次の38ページ、2項国庫補助金2億9,251万2,000円は、1目総務費国庫補助金から39ページ、40ページの5目教育費国庫補助金の説明欄に記載の各事業に係る国庫補助金の計上。

次の41ページ、3項国庫委託金298万1,000円は、1目総務費国庫委託金から3目農林水産業費国庫委託金まで各受託事務に係る国庫委託金の計上でございます。

次に42ページ、16款県支出金1項県負担金4億1,455万2,000円は、1目民生費県負担金から43ページの5目土木費県負担金の説明欄に記載の各事業に係る県負担金の計上。

次の44ページ、2項県補助金2億5,153万7,000円は、1目総務費県補助金から

47ページの8目教育費県補助金の説明欄に記載の各事業に係る県補助金の計上。

次の48ページ、3項県委託金4,313万6,000円は、1目総務費県委託金から4目教育費県委託金まで各受託事務に係る県委託金の計上でございます。

次に50ページ、17款財産収入1項財産運用収入915万4,000円は、前年度実績等を考慮しましたもの。

次の51ページ、2項財産売払収入653万9,000円は、旭ヶ丘団地1区画分の土地売払収入を計上しております。

次に52ページ、18款寄附金3億円は、ふるさと応援寄附金の計上、令和6年度の実績を踏まえた受入目標額としての計上でございます。

次に53ページ、19款1項基金繰入金4億5,375万2,000円は、各基金条例の設置目的に沿った繰入金の計上でございます。

次に54ページ、20款繰越金6,000万円は、前年度繰越金の計上でございます。

次に55ページ、21款諸収入1項延滞金加算金及び過料10万円は、町税延滞金の計上。

次の56ページ、2項町預金利子は1,000円の計上。

次の57ページ、3項雑入1億8,949万2,000円は、1目弁償金2,000円の存置科目的計上と2目雑入1億8,949万円、60ページまでにわたって掲載しております説明項目の各収入につきまして、前年度実績等を考慮し計上しております。

次の61ページ、貸付金元利収入につきましては、本年度は該当するものがございませんので廃項廃目となっております。

62ページ、22款1項町債2億5,680万円は1目総務債から、63ページの5目教育債まで説明欄に記載の各事業債の計上、いずれも8ページで触れました第2表地方債の内訳を示すものでございます。

臨時財政対策債は国が平成13年度に制度創設して以来、初めて新規発行額がゼロとされましたため皆減し、廃目となっております。

続きまして、歳出予算の概要について御説明いたします。

64ページ、1款1項1目議会費7,563万4,000円は、議員報酬や議会事務局の職員人件費、議会運営費等の計上。

新規事項といたしましては、65ページ、議会ライブ配信に係る本会議ウェブ配信設備設置委託料を計上しております。

次の66ページ、2目特別委員会費37万1,000円は、決算審査特別委員会及び産業廃棄物処理事業に係る調査特別委員会に係る経費を計上しております。

次に67ページ、2款総務費1項1目一般管理費3億5,902万5,000円は、特別職を含

む職員人件費や総務一般管理に係る事務経費の計上。

次の７０ページ、２目文書広報費５５６万２,０００円は、県広報誌配布や法制執務等に係る経費の計上。

次の７１ページ、３目財政管理費６４８万４,０００円は、財務事務に係る経費や財政調整基金、減債基金などの基金運用に伴う積立金の計上。４目会計管理費６５７万２,０００円は、水道事務に係る経費の計上、新規事項といたしましては、７２ページ、住居施設役務費の手数料中に公金取扱手数料有料化の対象拡大に伴います税公金収納手数料を計上しております。

５目財産管理費４,５５９万３,０００円は、庁舎等に係る管理経費の計上、新規事項では、７３ページ、公共施設個別計画改定支援業務委託料を計上しております。

次の７４ページ、６目企画費１億９,７３２万２,０００円は、歳入側で申しましたふさと応援寄附金の受入れ目標額を従来の１億円から３億円に上昇させたことに伴います各種経費の大幅増のほか、新規事項では７節報酬費報酬金といたしまして、本町独自で支援する結婚祝い金、また、７５ページ、まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務委託料、第３期目の総合戦略及び第６次総合計画の後期計画の策定に係るものを計上しております。

次の７６ページ、７目企画広報費６７２万２,０００円は、広報けいせんの発行や公共放送ｄボタン広報紙等に係る経費の計上、新規事項では、１７節備品購入費としまして、取材用デジタルカメラの更新費を計上しております。

８目土地対策費１万８,０００円は、当該事務費の計上、９目電算管理費１億８,０６７万５,０００円は、電算システムの保守経費等の計上、新規事項では７８ページ、統合型公開型GIS構築業務委託料、地図情報システムの機能向上を図るものを計上しております。

次の７８ページ、１０目諸費４,７０８万９,０００円は、区長会防犯街灯等の関係経費や嘉麻市バス利用料の半額を除成しますコミュニティ交通利用補助金のほか、新規事項といたしましては、８０ページ、大学等通学定期券購入補助金を計上しております。

１１目公平委員会費２８万５,０００円は、当該委員会運営費の計上。

次の８１ページ、１２目防災諸費１億６,８６４万２,０００円は自主防災組織の運営費等の計上、新規事項では、８２ページ、防災行政無線更新工事を計上しております。

１３目町誌編さん事業費２８３万８,０００円は、５か年の継続事業のうち２年度目の経費を計上しております。

次に８３ページ、２項１目税務総務費８,０３９万８,０００円は、職員人件費や過誤納還付金等の計上。

次の８４ページ、２目賦課徴収費１,９６５万９,０００円は、税務事務に係る経費の計上。新規事項では、８５ページ、不動産鑑定業務委託料、３年ごとの固定資産評価替えに係るもの及び

固定資産管理システム航空写真データ更新業務委託料を計上しております。

次に８７ページ、３項１目戸籍住民基本台帳費８,０７２万２,０００円は、職員人件費や戸籍住基ネット、マイナンバーカード関連事務等に係る経費の計上。新規事項では、８８ページ、戸籍附票標準準拠システム移行業務委託料や戸籍振り仮名通知書作成業務委託料などを計上しております。

次に９０ページ、４項１目選挙管理委員会費６９万６,０００円は、当該委員会運営費の計上、２目選挙常時啓発費は２１万３,０００円の計上、３目参議院議員通常選挙費は９３９万５,０００円の計上。

次の９２ページ、福岡県立選挙費は廃目でございます。

次に９３ページ、５項１目統計調査総務費２,０００円、２目指定統計費９万円は統計事務関係経費の計上、３目国勢調査費は８５３万円の計上でございます。

次に９５ページ、６項１目監査委員費７６７万６,０００円は、監査委員報酬や監査委員事務局の職員人件費、事務費等の計上でございます。

次に９７ページ、３款民生費１項１目社会福祉総務費２億８２９万９,０００円は職員人件費や福祉事業に係る助成金、国保特別会計への繰出金等の計上。

次の９９ページ、２目障がい者福祉費８億１,５６８万８,０００円は、障害者自立支援給付費や障害児通所支援給付費等の計上。

次の１０１ページ、３目老人福祉費３億５,１５６万１,０００円は、職員人件費や高齢者福祉に係る助成金、後期高齢者医療特別会計への繰出金等の計上。新規事項といたしましては、１０２ページ、避難行動要支援者管理システム標準化対応委託料を計上しております。

次の１０３ページ、４目重度障害者医療費５,３４８万１,０００円。

次の１０４ページ、５目子ども医療費５,３３３万７,０００円、６目ひとり親家庭等医療費９８５万３,０００円、７目未熟児保育医療費５９４万３,０００円は、各医療費扶助に係る経費の計上。

次の１０５ページ、８目介護保険事業費２億９,２７２万円は、職員人件費や福岡県介護保険広域連合負担金等の計上。

次の１０６ページ、９目介護予防事業費６,４５３万１,０００円は、職員人件費や介護予防、日常生活支援、在宅介護支援等に係る経費の計上。

次の１０９ページ、１０目地域包括支援センター事業費５,１３８万７,０００円は、職員人件費や認知症地域支援、在宅医療介護連携推進等に係る経費の計上。新規事項といたしましては、１１０ページ、生活支援体制整備事業業務委託料を計上しております。

次の１１１ページ、１１目総合福祉センター費６,５５６万９,０００円は当該センターの管理

運営費の計上。

次の１１３ページ、１２目男女共同参画費３７４万円は、ＤＶ相談に係る講師謝礼等の計上。新規事項では、第３期男女共同参画基本計画策定支援業務委託料を計上しております。

次の１１４ページ、２項１目児童福祉総務費４億８,５８２万７,０００円は、私立の保育園、こども園等に対する子どものための教育・保育給付費負担金等の計上。新規事項では、桂川町子育てガイドブック作成業務委託料や、１１５ページ、子どものための教育・保育給付費負担金（第２子以降無償化分）及び１１６ページ、多子世帯利用給付費（第２子以降無償化分）、こちらは歳入側でも触れました本年度から第２子以降の保育料を無償化する本町独自での取組に係るものを計上しております。２目児童措置費２億９,３８０万１,０００円は、児童手当給付費の計上。

次の１１７ページ、３目児童福祉施設費４,７１３万１,０００円は、学童保育所の運営費や児童遊園の管理費等の計上。４目子育て支援費４,６２９万２,０００円は、職員人件費や子育て支援センターひまわりの種の運営費、飯塚市・嘉麻市との定住自立圏病児保育事業負担金等の計上。

次の１２０ページ、５目土師保育所費１億９,４８７万３,０００円は、職員人件費や保育所運営費等の計上。新規事項では、１２２ページ、室内ガラス飛散防止フィルム貼付委託料を計上しております。

次に１２４ページ、３項１目国民年金費７３８万２,０００円は、職員人件費や事務費の計上でございます。

次に１２５ページ、４項１目同和対策総務費８４５万４,０００円は、同和対策推進費助成金等の計上。２目人権センター運営費２,２４８万９,０００円は、職員人件費や当該センターの管理運営費のほか、１２７ページ、空調設備及び防水シート更新工事を計上しております。３目人権・同和問題協議会運営費２０９万３,０００円は、当該協議会運営費や学校人権・同和教育推進委員会助成金等の計上でございます。

次に１２９ページ、４款衛生費１項１目保健衛生総務費７,４６５万１,０００円は、職員人権費や飯塚休日・夜間急患センター運営費等各種保健衛生事業に係る負担金補助金等の計上。

次の１３１ページ、２目予防費６,９２０万円は、職員人件費や各種予防接種に係る経費の計上、新規事項では、１３２ページ、带状疱疹ワクチン予防接種委託料を計上しております。なお、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種関係経費につきましては、１０月頃の接種開始が予定されているところでございますが、詳細が未定のため、本予算には計上せず、必要な時期に補正予算に対応いたします。

次の１３２ページ、３目衛生管理費２,８４９万９,０００円は、河川等の水質検査や町管理の汚水処理施設に係る維持管理費、合併処理浄化槽設置整備等事業補助金等の計上。

次の１３３ページ、４目健康づくり推進費８，６７１万６，０００円は、職員人件費や各種健診委託料、妊婦のための支援給付費等の計上。新規事項では、１３５ページ、新生児聴覚検査委託料や１３６ページ、妊婦健診時交通費支援事業補助金を計上しております。

次に１３７ページ、２項１目清掃総務費３億５，２７５万４，０００円は、ごみ処理に関する各種委託料や福岡県央環境広域施設組合負担金等の計上でございます。

次に１３９ページ、５款労働費１項１目失業対策総務費１，０１６万３，０００円は人件費の計上。

次に１４０ページ、２項１目シルバー人材センター委託援助事業費は２，２５３万１，０００円の計上、２目職業訓練費２４６万５，０００円は若年者専修学校等技能修得資金貸与金等の計上でございます。

次に１４１ページ、６款農林水産業費１項１目農業委員会費６６５万６，０００円は当該委員会運営費の計上。

次の１４２ページ、２目農業総務費１億２，９８８万４，０００円は職員人件費や農業用施設の維持管理費、有害鳥獣対策費等の計上。新規事項では、１４３ページ、ため池地震耐性評価委託料を計上しております。

次の１４４ページ、３目農業者年金費１４万４，０００円は当該事務費の計上、４目農業振興費３，５４０万４，０００円は新規就農者育成総合対策事業補助金など農業振興に係る経費の計上。また、水田農業ＤＸ推進に係るものとしまして、１４６ページ、農業振興対策事業補助金を計上しております。

次の１４６ページ、５目畜産業費１１万３，０００円は事務費のほか、新規事項といたしまして、酪農ヘルパー利用補助金を計上しております。６目農地費３，７６８万３，０００円は職員人件費や水利施設等の改修事業費、県施工の七浦ため池改修に係る防災重点農業用施設整備事業負担金等を計上しております。

次に１４８ページ、２項１目林業総務費１５９万７，０００円は森林環境整備基金積立金等の計上、２目林業振興費１２５万８，０００円は森林環境譲与税を活用します森林伐採業務委託料等の計上、３目荒廃森林整備事業費は８４１万円の計上、県の交付金を受けて実施するものでございます。

次の１５０ページ、７款商工費１項１目商工総務費１，３８７万６，０００円は職員人件費や消費者行政経費、商工会助成金等の計上。

次の１５１ページ、２目商工振興費２，５２７万９，０００円は住宅改修事業補助金など商工振興に係る経費の計上、また、本年度はプレミアム付き商品券発行事業補助金を当初予算に計上しております。３目観光費１９５万５，０００円はＫｅｉｓｅｎまちプラザの運営費や定住自立圏

観光振興事業負担金等の計上。新規事項といたしましては、１５２ページ、観光パンフレット製作委託料を計上しております。

次に１５３ページ、８款土木費１項１目土木総務費２,６６４万３,０００円は、職員人件費や土木一般経費の計上。新規事項といたしましては、１５４ページ、電子入札システムの導入に係る福岡電子自治体共同運営協議会負担金や特定空き家等解体撤去費補助金、崖地近接等危険住宅移転事業補助金を計上しております。

次に１５５ページ、２項１目道路橋梁総務費２,２２０万１,０００円は、職員人件費や町道路線に関する道路台帳作成業務委託料の計上、２目道路橋梁維持費５,８４６万１,０００円は桂川駅自由通路の維持管理費や道路橋梁維持修繕工事等の計上。

次の１５６ページ、３目道路橋梁新設改良費は１億１,３４０万９,０００円の計上、本年度は道路橋梁新設改良工事のうち町道豆田瀬戸線及び八坂笹尾２号線改良工事分の皆増と、１５７ページの補償金、町道土居瀬戸線改良事業分の増及び豆田瀬戸線改良事業分の皆増などにより増額計上となっております。４目交通安全対策費は５００万円の計上でございます。

次に１５８ページ、３項１目都市計画総務費１,２０６万円は職員人件費や事務費の計上。新規事項では１５９ページ、都市計画基礎調査業務委託料を計上しております。２目街路事業費２０１万５,０００円は建築行為等に係る道路後退用地整備に係る経費の計上、３目公園費１,５３５万４,０００円は都市公園等の管理運営費の計上。新規事項では、１６０ページ、ゆのうら体験の杜の施設予約受付システム構築業務委託料を計上しております。４目駐車場等費２５２万５,０００円は、桂川駅前駐車場・駐輪場等に係る管理運営費の計上でございます。

次に１６２ページ、４項１目住宅管理費２,３９６万５,０００円は職員人件費や町営住宅の維持管理費、家賃滞納対策経費等の計上。

次の１６４ページ、２目住宅建設費は３,６７３万６,０００円の計上、職員人件費のほか、１６５ページ、本年度は椿団地解体事業費が新規計上されております。

次に１６６ページ、９款消防費１項１目非常費消防費２億７,５３８万３,０００円は、町消防団の活動費や飯塚地区消防組合負担金などの計上。

次の１６８ページ、２目消防施設費２５７万円は、消火栓改良工事費等の計上。３目水防費１７万６,０００円は災害対応に係る経費の計上でございます。

次に１６９ページ、１０款教育費１項１目教育委員会費２９６万１,０００円は当該委員会運営費の計上、２目事務局費９,９８９万５,０００円は特別職を含む職員人件費や地域部活動推進事業費、学校支援地域本部事業費、ＧＩＧＡスクール推進事業費等の計上。新規事項では、１７２ページ、中学生海外派遣事業委託料や給付型の奨学金を計上しております。

次に１７３ページ、２項１目学校管理費６,０４６万９,０００円は、桂川小学校の維持管理運

営費等の計上。新規事項では、１７４ページ、運動場ブランコ交換設置工事及び特別教室エアコン設置工事を計上しております。

次の１７５ページ、２目教育振興費２,９７１万８,０００円はけいせん学力アップ推進事業や少人数学校指導教育、就学援助、その他教育振興に係る経費を計上しております。

次に１７７ページ、３項１目学校管理費３,８７５万５,０００円は、桂川東小学校の維持管理運営費等の計上。新規事項では、１７８ページ、中庭改修工事及びプールサイド床改修工事を計上しております。

次の１７９ページ、２目教育振興費５１７万４,０００円は、けいせん学力アップ推進事業や就学援助、その他教育振興に係る経費を計上しております。

次の１８１ページ、４項１目学校管理費４,２１３万８,０００円は桂川中学校の維持管理運営費等の計上。

次の１８３ページ、２目教育振興費４,３４３万７,０００円は、けいせん学力アップ推進事業や少人数学級指導教育、クラブ活動に対する補助金、就学援助、その他教育振興に係る経費の計上。新規事項では１８４ページ、１０節需用費消耗品費中に教科書改定に伴う教師用教科書指導書を計上しております。

次に１８５ページ、５項１目桂川幼稚園費３,６６６万８,０００円は、職員人件費や幼稚園の維持管理運営費の計上でございます。

次に１８８ページ、６項１目共同調理場費１億６２５万２,０００円は、職員人件費や施設の維持管理費等の計上。

１９０ページの給食費補助金につきましては、補助単価を１人当たり１,０００円から１,５００円に増額して計上しております。

次に１９１ページ、７項１目社会教育総務４,５１７万２,０００円は職員人件費や社会教育、文化活動団体に対する助成事業費等の計上。

次の１９３ページ、２目公民館費６５９万８,０００円は、地域はつらつ応援助成金など地域公民館事業の関係経費の計上。

次の１９４ページ、３目青少年問題対策費１１７万円は、青少年健全育成に係る経費の計上。４目文化財保護費３,３１７万８,０００円は国特別史跡王塚古墳をはじめとする町内文化財の保護・調査に係る経費の計上。今年度も引き続き王塚古墳石室安定化検討等業務委託料を計上しておりますほか、新規事項では、１９６ページ、王塚古墳保存施設改修工事、空調機器の改善を図るものを計上しております。５目住民センター費２,７９７万８,０００円は施設の維持管理等の計上。新規事項では、１９７ページ、会議室空調取替工事や照明機器等ＬＥＤ更新工事を計上しております。

次の１９８ページ、６目王塚装飾古墳管理費３，８３５万７，０００円は職員人件費や施設の維持管理費、企画展等に係る運営経費の計上。

次の２００ページ、７目図書館費５，６５６万４，０００円は、職員人件費や図書館の維持管理運営費の計上。新規事項では、２０２ページ、事務室系統空調設備改修工事を計上しております。

次の２０２ページ、８目人権教育費６２６万３，０００円は、職員人件費や人権啓発費等の計上でございます。

次に２０５ページ、８項１目保健体育総務費４９８万１，０００円はスポーツ振興に係る経費や町体育協会補助金等の計上。

次の２０６ページ、２目体育施設費７３５万２，０００円は、武道場など社会体育施設の維持管理費等の計上。新規事項では、武道場玄関補修工事を計上しております。３目総合体育館費４，５８４万４，０００円は職員人件費や施設の維持管理運営費の計上。新規事項では、２０８ページ、１７節備品購入費としましてトレーニング機器購入費を計上しております。４目グラウンドゴルフ場費８６０万８，０００円は、施設の維持管理運営費の計上でございます。

次に２１０ページ、１１款災害復旧費１項１目鉦害復旧相談窓口費２０万９，０００円は、特定公害復旧対策の申出に伴います取次ぎ事務費の計上でございます。

次に２１１ページ、１２款公債費１項１目元金４億７６４万２，０００円、２目利子１，９９７万４，０００円は令和６年度までの地方債仮入金に対する元利償還金と一時仮入金の償還利子の計上。

最後に２１２ページ、１３款１項１目予備費７００万円は例年同様の計上でございます。

以上、簡略の説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第１４号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は２３分から。

午後２時１３分休憩

午後２時２３分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

日程第２４．議案第１５号

○議長（林 英明君） 議案第１５号令和７年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 議案書 84 ページをお願いします。

議案第 15 号令和 7 年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提案の理由としまして、令和 7 年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を地方自治法第 211 条の規定に基づき、本会議の決定に付すものでございます。

内容につきましては、別紙予算書にて御説明します。予算書フォルダ⑤をお願いします。

予算書 2 ページをお願いします。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 198 万 9,000 円に定めようとするものでございます。

7 ページをお願いします。歳入でございます。

1 款県支出金 1 項 1 目住宅新築資金等貸付事業県補助金 36 万 2,000 円は、住宅新築資金等貸付事業費県補助金を見込みによって計上しています。

8 ページをお願いします。

2 款事業収入 1 項 1 目住宅改修資金貸付金元利収入 3 万 1,000 円、2 目住宅新築資金貸付金元利収入 94 万円、3 目宅地取得資金貸付金元利収入 65 万 4,000 円、それぞれ実績を参考に貸付金の償還額を見込みにより計上しています。

9 ページをお願いします。

2 項 1 目県住宅改修資金貸付金元利収入の廃目については、令和 6 年度不納欠損予定額を考慮して行っております。

10 ページをお願いします。

3 款繰越金 1 項 1 目繰越金 1,000 円は、前年度繰越金の存置科目をお願いしております。

11 ページをお願いします。

4 款諸収入 1 項 1 目雑入 1,000 円は予納金の還付の受入先として存置科目をお願いしております。

12 ページをお願いします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費 198 万 9,000 円は、弁護士委託料や競売なった場合の予納金などの必要経費を計上しております。

以上、簡略でございますが、説明を終わります。審議の上、議決賜りますようよろしくお願いします。

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第 15 号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第 25. 議案第 16 号

○議長（林 英明君） 議案第 16 号令和 7 年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書 85 ページ、議案第 16 号令和 7 年度桂川町土地取得特別会計予算について御説明いたします。

本議案は、令和 7 年度土地取得特別会計予算を地方自治法 211 条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル⑥令和 7 年度土地取得特別会計予算書で御説明いたします。

予算書の 2 ページをお開きください。

令和 7 年度予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,052 万 6,000 円に定めようとするものでございます。

7 ページをお開きください。歳入でございます。

1 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金 2 万 6,000 円は、土地開発基金預金利子の計上でございます。

8 ページ、2 款繰入金 1 項 1 目土地開発基金繰入金 1,050 万円は、土地購入等に係る財源を当該基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、9 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目財産管理費 2 万 6,000 円は、土地開発基金の預金利子積立金の計上でございます。

10 ページ、2 款 1 項 1 目公有財産取得事業費 1,050 万円は、土地購入費及びその関係経費の計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第 16 号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

_____ . _____ . _____

日程第 26. 議案第 17 号

○議長（林 英明君） 議案第 17 号令和 7 年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書 86 ページをお願いいたします。

議案第17号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で御説明いたします。予算書フォルダの⑦をお願いいたします。

予算書の2ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,129万円に定めようとするものでございます。

第2条では、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は2億1,576万6,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

2款1項1目督促手数料は4万8,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金は1,000円を存置科目として計上しております。

12ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金12億6,442万5,000円は、桂川町の医療給付費の支払いとして県から交付される普通交付金12億3,837万6,000円、保険者努力支援制度や特別調整交付金等として県から交付される特別交付金2,604万8,000円となっております。

13ページをお願いいたします。

4款2項1目財政安定化基金交付金は、1,000円を存置科目として計上しております。

14ページをお願いいたします。

5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険給付等支払準備基金預金利子として19万8,000円を計上しております。

15、16ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金は、1億3,973万7,000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。

7款1項1目療養給費等交付金繰越金及び2目その他の繰越金は、それぞれ1,000円を存置科目として計上しております。

18ページをお願いいたします。

8款1項1目延滞金は、一般被保険者分と退職被保険者等分として合わせて10万1,000円、2目加算金も一般退職それぞれ1,000円を合わせて2,000円を存置科目として計上してお

ります。3目過料も1,000円を存置科目として計上しております。

19ページをお願いいたします。

8款2項1目預金利子は、1,000円を存置科目として計上しております。

20ページをお願いいたします。

8款3項1目特定健康診査等受託料も1,000円を存置科目として計上しております。

21ページをお願いいたします。

8款4項1目一般被保険者第三者行為納付金は100万円、2目退職被保険者等第三者行為納付金から8目雑入はそれぞれ1,000円を存置科目として計上しております。

22ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、22ページから23ページに記載しており、職員2名分の人件費並びに国保事務等に関する経費1,548万8,000円を計上しております。

23ページをお願いいたします。

1款1項2目国民健康保険団体連合会負担金は、90万2,000円を計上しております。

24ページをお願いいたします。

1款2項1目賦課徴収費は、46万8,000円を計上しております。

25ページをお願いいたします。

1款3項1目運営協議会費は、65万円を計上しております。

26ページをお願いいたします。

1款4項1目医療費適正化特別対策事業費390万7,000円は、医療費適正化やレシプト点検等に関する経費でございます。2目収納率向上特別対策事業費は、49万1,000円を計上しております。

27ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は10億5,606万2,000円、2目一般被保険者療養費は1,215万8,000円、3目審査支払手数料は250万3,000円を計上しております。

28ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は1億5,274万6,000円、2目一般被保険者高額介護合算療養費は50万円を計上しております。

29ページをお願いいたします。

2款3項1目一般被保険者移送費は、10万円を計上しております。

30ページをお願いいたします。

2款4項1目出産・育児一時金は15件分、750万4,000円を計上しております。

2 款 5 項 1 目葬祭給付費は 3 0 件分、9 0 万円を計上しております。

3 2 ページをお願いいたします。

2 款 6 項 1 目傷病手当金は、1 0 万円を計上しております。

3 3 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費負担金は、2 億 3, 3 8 0 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

3 4 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等負担金は、8, 1 1 2 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

3 5 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 1 目介護納付金負担金は、2, 2 5 3 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

3 6 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目保険衛生普及費は 1 6 9 万円、2 目疾病予防費は 1 9 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

3 7 ページをお願いいたします。

4 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費は、2, 0 5 5 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

3 9 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目国民健康保険給付費等支払準備基金積立金は、基金預金利子積立金として 1 9 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

4 0 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目利子は、一時借入金利子分として 2 0 万円を計上しております。

4 1 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金は 1 5 0 万円、2 目償還金は 1, 0 0 0 円を存置科目として計上しております。

4 2 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目予備費は、5 0 0 万円を計上しております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） 川野課長、何ページをお願いいたしますとか省いて結構です。あと最後、計上しておりますも省いて結構です。

ただいま議題となっております議案第 1 7 号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第 27. 議案第 18 号

○議長（林 英明君） 議案第 18 号令和 7 年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書 87 ページをお願いいたします。

議案第 18 号令和 7 年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由ですが、令和 7 年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第 211 条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で御説明いたします。予算書フォルダ⑧をお願いいたします。

予算書 2 ページ、第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,324 万 5,000 円に定めようとするものです。

7 ページをお願いします。歳入です。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料は、年金から納めていただく保険料で 1 億 3,411 万 9,000 円、2 目普通徴収保険料は、納付書や口座振替により納めていただく保険料で、現年分 5,518 万円、滞納繰越分 60 万円。

8 ページ、2 款 1 項 1 目事務費繰入金は 1,996 万 1,000 円、2 目保険基盤安定繰入金は 7,058 万 3,000 円。

9 ページ、3 款 1 項 1 目繰越金は 230 万円。

10 ページ、4 款 1 項 1 目保険料還付金は 50 万円。

11 ページ、2 項 1 目雑入は 1,000 円の存置科目。

12 ページ、3 項 1 目延滞金も 1,000 円の存置科目。

13 ページ、使用料及び手数料、督促手数料につきましては、廃止により款項目を廃止しております。

14 ページをお願いします。歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、14 ページから 15 ページに記載しており、短時間勤務会計年度任用職員 1 名分と職員 1 名分の人件費や郵送料として 1,034 万 1,000 円を計上。

16 ページ、1 款 2 項 1 目徴収費は 93 万 5,000 円。

17 ページ、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の分担経費及び保険料等の納付として 2 億 7,046 万 9,000 円。

18 ページ、3 款 1 項 1 目保険料還付金は 50 万円。

19 ページ、4 款 1 項 1 目予備費は 100 万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお

願いたします。

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第18号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第28. 議案第19号

○議長（林 英明君） 議案第19号令和7年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案第19号について御説明申し上げます。

議案書88ページをお開きください。

本議案は、令和7年度桂川町水道事業会計予算でございます。

本予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、本議会での決に付するものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内の⑨令和7年度水道事業会計予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量は給水戸数5,959戸、年間の有収水量は131万5,173 m^3 、1日平均有収水量は3,603 m^3 を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款水道事業収益では2億2,211万2,000円、支出の第1款水道事業費用では2億5,718万6,000円を予定しています。

3ページ、第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の予定はありません。支出では4,079万6,000円を予定しています。また、収入が支出に対して不足している額4,079万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,883万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額196万円で補てんするものです。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員の給与費7,239万4,000円を定めております。

予算内容につきましては、25ページからの令和7年度桂川町水道事業会計予算説明書にて説明させていただきます。

25ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項1目給水収益の2億1,149万円は水道使用料金、2目自宅工事収益1,000円は修繕料、3目その他の営業収益252万8,000円は各種手数料及び口径別納付

金として、それぞれの調定見込額を計上しております。

2 項 1 目受取利息及び配当金は、預金利息として 8 5 万 6, 0 0 0 円、2 目長期前受金戻入は 7 2 3 万 4, 0 0 0 円。

2 6 ページ、4 目雑収益は 1, 0 0 0 円、6 目他会計補助金は 1, 0 0 0 円を計上いたしております。

3 項 1 目過年度損益修正益 1, 0 0 0 円は存置科目として計上いたしております。

次に、収益的支出でございます。

1 款水道事業費用 1 項 1 目原水及び浄水費 1 億 1, 4 6 8 万 2, 0 0 0 円は、浄水場に係る経費で、主なものは職員 3 名分と会計年度任用職員 2 名分の人件費や施設の維持管理に伴う委託、修繕、動力費等に関するもの。

次の 2 8 ページ、今回、1 9 節工事請負費においてろ過装置の機能を維持するため、土師浄水場 2 号ろ過池の更生工事を計上いたしております。

2 目配水及び給水費 4, 6 9 0 万 9, 0 0 0 円は、給配水設備等に係る経費で、主なものは水道設備の維持・管理を担当する職員 2 名分と会計年度任用職員 1 名分の人件費、水道配水管の漏水調査委託料、修繕費等に関するもの。

2 9 ページ、今回、濁り水対策に関するものとして、1 2 節委託料水道配水施設現況分析及び洗管計画策定業務委託を、また昨年度より引き続き土師配水池地盤観測業務委託を計上しております。

3 目自宅工事費 1, 0 0 0 円は、材料費を存置科目として、4 目総係費 3, 7 9 6 万 5, 0 0 0 円は経理全般事務に関わる所務的経費で、主なものは職員 3 名分と会計年度任用職員 2 名分の人件費、検針員に対する委託料、口座振替手数料等を計上いたしております。

3 0 ページ、5 目減価償却費 3, 9 6 9 万 9, 0 0 0 円は、浄水場の建物・構築物・機械及び装置等の減価償却費でございます。

3 1 ページ、6 目資産減耗費 4 8 1 万 3, 0 0 0 円は、機械及び掃除費の除却費、7 目その他営業費用 1, 0 0 0 円は存置科目をそれぞれ計上いたしております。

2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費 2 7 5 万 4, 0 0 0 円は、企業債借入金利息、2 目消費税 9 3 6 万円は消費税見込み額、3 目雑支出 1, 0 0 0 円は存置科目。3 項 1 目過年度損益修正損 1, 0 0 0 円は存置科目、4 項 1 目予備費、予備費として 1 0 0 万円をそれぞれ計上いたしております。

3 2 ページ、資本的収入及び支出です。収入についての予定はありません。

支出でございます。

1 款資本的支出 1 項 1 目メーター費 1 4 万 9, 0 0 0 円は、メーター機の購入費として、2 目

建設改良費 859 万 1,000 円は工事請負費として町道龍毛線配水管布設替え工事、4 目固定資産購入費 1,282 万円は、浄水場等における機械及び装置の購入費及び公用車購入費等によるもの。

33 ページ、2 項 1 目企業債償還金 1,823 万 6,000 円は、企業債借入金の元金分、4 項 1 目予備費、予備費として 100 万円をそれぞれ計上いたしております。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第 19 号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後 2 時 50 分散会
